

# 平成28年第4回定例会

## 新十津川町議会定例会会議録

平成28年12月7日 開会

平成28年12月9日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

## 平成28年第4回新十津川町議会定例会

平成28年12月7日（水曜日）

午前10時開会

### ◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
  - 1) 事務報告
  - 2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
  - 3) 例月現金出納検査結果報告
  - 4) 随時監査結果報告
  - 5) 行政監査結果報告
  - 6) 定期監査結果報告
  - 7) 一部事務組合議会報告
  - 8) 議員研修報告
- 第4 委員会への付託の報告
- 第5 行政報告
- 第6 教育行政報告
- 第7 一般質問
- 第8 委員会報告第5号 庁舎建設特別委員会調査中間報告について
- 第9 議案第57号 新十津川町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について  
(内容説明まで)
- 第10 議案第58号 新十津川町税条例等の一部改正について（内容説明まで）
- 第11 議案第59号 平成28年度新十津川町一般会計補正予算（第5号）（内容説明まで）

### ◎出席議員（11名）

- |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 進藤久美子君 | 2番  | 杉本初美君 |
| 3番  | 鈴井康裕君  | 4番  | 小玉博崇君 |
| 5番  | 白石昇君   | 6番  | 西内陽美君 |
| 7番  | 安中経人君  | 8番  | 青田良一君 |
| 9番  | 長名實君   | 10番 | 笹木正文君 |
| 11番 | 長谷川秀樹君 |     |       |

### ◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	中畑晃君
会計管理者	谷口秀樹君
保健福祉課長	野崎勇治君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後木満男君
建設課長	村中忠夫君
教育委員会事務局長	遠藤久美子君
代表監査委員	山本忍君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高宮正人君
--------	-------

---

◎町民憲章朗誦

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。  
開会に先立ち、町民憲章を朗誦いたします。  
今日は、見学の小学生の皆さんも一緒に朗誦してください。  
ご起立願います。  
私が、町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗誦していただきたいと思います。  
町民憲章。

[町民憲章朗誦]

- 議長（長谷川秀樹君） ご着席ください。
- 

◎開会の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただ今から平成28年第4回新十津川町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

---

◎議会運営委員会の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 開議に先立ちまして、定例会の運営について、議会運営委員会の申し合わせ事項がございますので、報告を求めます。

青田議会運営委員長。

[議会運営委員長 青田良一君登壇]

- 議会運営委員長（青田良一君） 議員の皆さん、そして、新小の6年生の皆さん、おはようございます。

それでは、議長の指示がございましたので、ただ今から議会運営委員会での申し合わせ事項等についてお話しを申し上げたいと思います。

議運の開催時期でございますけれども、去る12月1日、1時30分から開催されました。

出席者でございますけれども、記載のとおりでございます。

説明員として、小林副町長さん、それから、寺田総務課長さんにご出席をいただいたところでございます。

5番目の協議事項並びに申し合わせ事項について、ご報告を申し上げたいと思います。

平成28年第4回町議会定例会の会期は、議案等を考慮いたしまして、12月7日、本日から12月9日、金曜日までの3日間といたしたいとするものでございます。

なお、審議日程等については、裏面に記載のとおり取り進めることといたしたいと思います。

3番目の付議案件でございますけれども、条例の制定が1件、条例の一部改正が1件、平成28年度一般会計補正予算1件の3件である旨の説明を、総務課長から受けたところでございます。

なお、今般、この議案にプラスしまして、国の法律改正を受けて関連の条例の一部改正の上程が予定されることになりました。

これは、本日、お昼休みのときに議運を開いて、内容のご説明等を行いたいと思います

ので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(4) 一般質問は、7人ということでございます。質問の内容等は、10件ということでございます。

(5) 請願、陳情等の受理状況につきまして、議会事務局長から、11月30日現在、要請を4件受理した旨の報告を受けました。この要請につきましては、全件所管の委員会に付託をいたしたいとすることで決定をみたところでございます。

6番目、議員提案による意見書が2件ということ、大雨災害に関する意見書及びJR北海道への経営支援を求める意見書。この2件を定例会の最終日に上程したいとするものでございます。

以上、議運での申し合わせ事項等について、議員の皆さんにご報告申し上げました。

本議会の運営等につきまして、議員各位のご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） ただ今出席している議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、新十津川町議会会議規則により議長より指名いたします。

3番、鈴木康裕君。4番、小玉博崇君。両君を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただ今の議会運営委員長報告のとおり、本日から12月9日までの3日間といたしたいと思ひますが、これにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月9日までの3日間に決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告、3番の例月現金出納検査結果報告、4番の随時監査結果報告、5番の行政監査結果報告、6番の定期

監査結果報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

引き続き、一部事務組合議会報告を願います。

それでは最初に、私が関係しております、去る11月24日開催の平成28年石狩川流域下水道組合議会第2回定例会の報告をいたします。

冒頭、前田組合長から行政報告がなされ、8月21日に中部4号幹線で不明水による溢水が生じ、美唄市及び奈井江町に迷惑をかけたこと、昨年4月に供用開始された浄化槽汚泥受入れ施設が順調に稼働していること、流域下水道施設が供用開始後30年を経過していることから、ストックマネジメント計画にのっとり更新等を図り、維持管理費の縮減を図っていくこと、その3点を中心に報告がなされました。

次に、議案の内容は、報告5件、認定1件、議案2件でございまして、報告第1号は、北海道市町村職員退職手当組規約の一部変更に伴う専決処分でありまして、変更の内容は、北空知学校給食組合の解散脱退並びに表現の一部変更及び別表を改めるものでありまして、特に表現の一部変更では、第3条中に地方公共団体を市町村一部事務組合及び広域連合に改め、これに付随して別表を改正されております。

報告第2号は、継続費精算報告でありまして、石狩川流域下水道施設等維持管理業務に係る平成27年度年割額2億2,946万5千円に対し、実績支出済額が2億1,546万円となり、1,400万5千円の減額執行との報告がありました。

報告第3号は、平成27年度の執行事務に対する定期監査報告でありまして、宮崎監査委員から、一部に改善、検討が必要な事項及び軽易な指導事項があったものの、適正に執行又は管理されているとの報告がありました。

報告第4号は、例月現金出納検査報告でありまして、平成28年1月から9月までの現金出納検査報告書をもって説明は省略されましたが、検査結果は、何れも誤りは認められなかったとの内容でありました。

報告第5号は、平成27年度決算に係る資金不足比率でありまして、監査委員からの組合経営健全化審査意見書も付した上で、資金不足が発生していないとの報告がありました。

以上の報告5件は、いずれも報告済といたしました。

続きまして、認定第1号は、平成27年度石狩川流域下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定でありまして、一般会計歳入歳出決算書と併せて監査委員からの決算審査意見書も提出されておりました。決算概要で、予算額5億5,474万3千円に対し、歳入決算額5億713万5,702円、執行率91.4パーセント、歳出決算額5億596万6,327円、執行率91.2パーセントで、差引き122万9,375円の剰余を生じ、黒字決算となった内容でございまして、原案どおり認定をいたしました。

議案第1号は、平成28年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算第1号で、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,171万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,252万5千円といたしたいとするもので、歳入では、平成27年度の決算額が確定したことによる基金繰入金及び繰越金の増額によるもの、歳出では、歳入と同様、平成27年度決算額が確定したことによる構成市町の負担金の還付に伴う過年度還付金の増額が主な内容でございまして、原案どおり可決されました。

議案第2号は、滝川市の条例の準用に関する条例の一部を改正する条例でありまして、

内容は、準用規定に滝川市の休日を定める条例を追加し、組合の年末年始における休日に関して、現行、12月31日から1月5日を、12月29日から1月3日とし、併せて、石狩川流域下水道組合の休日を定める条例を廃止したいとするもので、原案どおり可決されました。

以上で、平成28年石狩川流域下水道組合議会第2回定例会の報告といたします。

なお、議案書、資料等につきましては、所定の棚に置いてありますので、お目通しをいただきたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、石狩川流域下水道組合議会の報告を終わります。

引き続き、中空知広域市町村圏組合議会の報告を、笹木正文君よりお願いいたします。

〔10番 笹木正文君登壇〕

○10番（笹木正文君） おはようございます。議長の指示をいただきましたので、去る11月24日に招集されました中空知広域市町村圏組合議会第2回定例会の報告をいたします。

議案に入る前に、前田理事長より行政報告がありまして、中空知大収穫祭及び中空知周遊観光モニターツアー等の実施についての報告がございました。

次に、行政報告終了後、議案の審議に入りまして、報告事項といたしまして三つあります。

第1号といたしまして、専決処分の北海道市町村職員手当組合理約の変更ということで、これは北空知学校給食組合の解散脱退による本文及び別表の変更ということでもあります。

次に、報告第2号といたしまして、定期監査報告。そして、報告第3号といたしまして例月現金出納検査報告。この2点につきましては、問題なく執行されているということで、この3点は、すべて報告済みというふうになりました。

次に、議案が2件ありまして議案の第1号、中空知ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例につきましては、市町村圏組合の構成5市5町からの出資額の合計9億円をですね、3億円に減額変更するという条例の改正でありまして、内訳は、9億から3億ということで差額の6億円を各市町村に返還するという内容であります。

そのうち本町分に関しましては、6,666万5千円から2,222万1千円に減額をされました。そして、その差額4,444万4千円が返還というふうになりまして、これは、今定例会の補正予算におきまして、財産収入として歳入に組み込まれる予定になっております。

次に、議案第2号、平成28年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計補正予算につきましては、議案第1号で減額されました出資金の6億円を歳入歳出ともにそれぞれ追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を6億4,723万2千円というふうにするものであります。

これら二つの議案は、いずれも原案どおりに可決をされました。

次に、認定として第1号から4号がありまして、四つの認定、平成27年度中空知広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算。平成27年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算。平成27年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計歳入歳出決算。そして最後に、平成27年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計歳入歳出決算。この四つの決算につきましては、すべて認定ということになりました。

議会終了後、第1回の理事、議員連絡協議会が開催されまして、三つの項目について協議をされました。

1点目は、平成29年度の中空知広域市町村圏組合予算編成の方針案ということで説明されました。

2点目は、第27回の中空知ふるさと市町村圏議員交流会の開催要領、これも案として説明を受けました。

3番目といたしましては、2番目に申しあげました交流会ですけれども、平成28年度から平成32年度までの中空知ふるさと市町村圏議員交流会の開催要領について説明を受けました。

それで協議は終わりました、すべてが終わりました、以上をもって、平成28年度の第2回中空知広域市町村圏組合議会の定例会の報告というふうにいたしたいと思います。

なお、詳細につきましては、議案書とともに各資料を事務局の方に提出しておきますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 中空知広域市町村圏組合議会の報告を終わります。

引き続き、滝川地区広域消防事務組合議会の報告を、小玉博崇君よりお願いいたします。

〔4番 小玉博崇君登壇〕

○4番（小玉博崇君） 皆さん、おはようございます。議長の指示がございましたので、去る11月30日に招集されました滝川地区広域消防事務組合議会第2回定例会の報告をいたします。

まず冒頭に、前田組合長より行政報告がありまして、平成28年2月26日から11月21日までの報告がありました。

次に、報告第1号、例月現金出納検査報告では、平成28年1月から平成28年9月に実施されました出納保管状況の検査結果の報告が書面でありました。

次に、報告第2号、定期監査報告では、平成27年度の執行事務についての監査が行われ、概ね適正に執行又は管理されていることを認めるとの報告でありました。

次に、報告第3号、継続費の継続年度終了による精算については、平成26年度からの継続事業が平成27年度に完了したことによる報告であり、芦別消防総合庁舎建設工事及び工事監理業務委託であります。主な内容ですが、工事監理業務委託については、平成26年度中に請求がなかった年割額444万円を平成27年度に繰越し、総額1,398万6千円を支出。

また、消防新総合庁舎建設工事では、平成26年度に1億2千万円を、また、平成27年度に7億7,521万2千円を、総額8億9,521万2千円を支出した旨の報告がなされております。

続きまして、議案第1号、平成28年度滝川地区広域消防事務組合一般会計補正予算第1号についてですが、歳入歳出予算の総額に1,213万9千円を加え、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億2,428万1千円とするものでございます。主な内容ですが、平成28年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、一般職の給与ベース月額改定に伴う人件費の増額と、地方公会計制度に対応するシステム導入に係る経費。高機能消防指令センター検定に関する旅費。赤平消防署における備品購入。滝川消防団第5分団車の周辺機器。雨竜消防団第1分団車における備品購入。芦別消防団救命道具に要する補正でありまして、原案どおり可決されております。

続きまして、議案第2号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、平成28年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、一般職の給与の月額等の改定等の改正を行うものであり、再任用職員以外の職員の勤勉手当を0.10月分、再任



用職員については0.05月分を引上げ、また、扶養手当の月額については、配偶者に対する手当月額を1万3千円から6,500円への減額。子の月額1人につき6,500円を1万円に増額する改定などの改正であり、施行期日として、条例については、公布の日から、また、第2条及び附則第4項の規定については、平成29年4月1日から、一般職の給与に関する条例については、平成28年4月1日からの適用。また、給与表の説明では、初任給で約1,500円。若年層で同程度、その他で400円を基本とした引上げを行い、全職員の平均改定率は0.2パーセントの引上げとなるものであり、原案どおり可決されております。

続きまして、議案第3号、滝川地区広域消防事務組合消防団条例の一部を改正する条例ですが、団員の減少に加え、新たな採用が困難になっていることから、団員にかかる退職年齢を定める部分の削除を行う改正であり、平成28年12月1日より施行するものとして、原案どおり可決されております。

続きまして、認定第1号、平成27年度滝川地区広域消防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定ですが、歳入決算額は37億7,372万1千円で、予算額に対し74万2千円の増。歳出決算額は、37億2,072万2千円。執行率98.6パーセントで、5,225万7千円の不用額となりました。うち新十津川地区消防費は、1億4,214万円で全体の3.8パーセントであります。歳入歳出の差引きで、5,299万9千円の余剰を生みました。この件についても認定済みといたしました。

以上、滝川地区広域消防事務組合報告とさせていただきます。

なお、報告させていただきました会議資料につきましては、事務局に保管しておきますので、ご覧いただければと思います。以上であります。

○議長（長谷川秀樹君） 滝川地区広域消防事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、中空知衛生施設組合議会の報告を、西内陽美君よりお願いいたします。

〔6番 西内陽美君登壇〕

○6番（西内陽美君） 皆さま、おはようございます。議長のご指示がありましたので去る11月29日開催の中空知衛生施設組合議会平成28年第2回定例会の報告をいたします。

冒頭、前田組合長から行政報告があり、滝の川斎苑改築の基本計画案並びに中空知衛生施設組合公共施設等総合管理計画案が整ったとの報告がありました。また、8月10日に発注していました炉の改修工事が、11月30日に完成予定であるとの報告を受けました。

議案の内容は、報告3件、認定1件でございます。

報告第1号は、専決処分についてでございます。北空知学校給食組合の解散脱退並びに規約の一部表現の変更及び別表を改めることに伴い、北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更するものでございまして、承認されました。

報告第2号は、定期監査報告でございます。監査委員から適正に執行または管理されているとの報告があり、これを報告済みといたしました。

報告第3号は、例月現金出納検査報告でございます。平成28年1月分から9月分までの現金出納検査の結果、いずれも誤りは認められないとの内容で、監査委員から報告があり、これを報告済みといたしました。

認定第1号は、平成27年度中空知衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。本組合の平成27年度一般会計は、予算額8億2,349万円で、歳入決算額8億3,951万円。歳出決算額7億8,293万円で、差引き5,658万円の歳計剰余を生じ、黒字決算

となりました。

参考資料といたしまして、平成27年度の組合市町の負担金が示されておりますので、本町の負担金についてご報告をいたします。火葬場費については、98万9千円。衛生センター費については、300万4千円。ごみ処理施設費については、6,756万2千円となっております。事業の内容ですが、維持管理においては、滝の川斎苑の火葬炉の補修工事を継続して行ったほか、衛生施設センターについては、平成26年で受入れを終えたため、各槽の清掃実施と最小限の維持管理に努めたとのことをございます。ごみ処理施設では、供用開始から13年余りが経過し、機械設備の経年劣化が進んでいることから計画的に改修を行い、本年度は、廃棄物搬入量などを計測収集したデータの処理装置及び高速メタン発酵処理施設電気設備の改修工事と機器点検業務なども実施をして、施設の安全で安定的な運転管理に努めたとの説明を受けました。

監査委員からは、予算の定めるところによって適正に執行されているとの決算審査書の提出があり、平成27年度中空知衛生施設組合一般会計歳入歳出決算は認定されました。

これにて、会期を1日間とした本定例会を閉じております。

なお、議案書等は議会事務局にお届けをしておきますので、後ほどお目通しを願います。

以上で、中空知衛生施設組合議会平成28年第2回定例会の報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 中空知衛生施設組合議会の報告を終わります。

引き続き、空知教育センター組合議会の報告を、白石昇君よりお願いいたします。

〔5番 白石昇君登壇〕

○5番（白石昇君） おはようございます。議長のご指示がありましたので空知教育センター組合平成28年第2回定例会の報告を申し上げます。

去る11月24日、午後1時30分より空知教育センター大会議室で開かれました定例会は、議案に従い進められ、会議録署名議員の指名に続き、改正になった栗山町、浦臼町、北竜町の議員の新しい氏名の報告がございました。

続いて、会期の決定、行政報告が行われました。その中で、7月28日から8月5日にかけて複数回のICTを活用した講座が開かれたことが報告されました。これはICTを活用して公務の処理を速やかに行うという講座であり、今後の教育事務の処理等に関わる速やかな専門的な取組みを学ぶという講座であります。それからもう1点、9月13日には、空知教育講演会で420名の参加者が受講されたということが報告されております。

次に、報告第1号であります。専決処分について。職員退職手当の一部を変更する旨の報告がありました。

それから、報告第2号、定期監査の結果の報告がありました。

第3号、例月現金出納検査報告、それぞれが適正に処理をされているという宮崎監査委員の報告がありました。

それでは、以上のことに対して主なことを申し上げますと、平成27年度決算であります。一般会計は歳入939万円に対して、歳出898万円で、差引き41万円の剰余金を生じました。

続いて、研修事業特別会計では、歳入507万円に対して、歳出470万円で、差引き37万円の剰余金を生んでおります。

それから、研究事業特別会計では、歳入358万円に対して、歳出323万円で、差引き35万

円の剰余金であります。

会計別決算総括では、合計収入済額。数字といたしまして1,803万7,832円、支出済額合計1,691万4,206円、差引き112万3,626円となっております。決算に当たり、監査委員の意見を添えて、すべてが認定をされました。

続いて、議案に入りまして、議案第1号、教育委員の任命ということで任期満了により高山和己南幌町教育長が任命をされました。

それから、議案第2号、空知教育センター組合議会議員報酬及び費用弁償に関わる条例の一部改正が報告されました。

次に、平成27年度の一般会計、特別会計の認定がされ、議会を終了いたしました。

なお、詳しくは所定の所に資料を置いてありますので、お目通しを願いたいと思います。

最後になりますが、平成27年、28年の研究の概要を申し上げておきたいと思います。

研究主題1、確かな学力の養成を図る学習指導のあり方。2、目指す子供の像。思考力、判断力、表現力等を高め、既習事項や経験を基に新たな課題に取り組むということ。研究仮説。学習の見通しを持たせる課題の提示、協同的に解決に取り組むということ。

研究の内容。理論研究、実践交流、ICTの活用、指導過程に関する理論研究、実践交流。以上のようなことになっております。

以上で、空知教育センター事務組合の平成28年第2回の報告を終わります。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 空知教育センター組合議会の報告を終わります。

引き続き、中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告を、長名實君よりお願いいたします。

#### 〔9番 長名實君登壇〕

○9番（長名實君） おはようございます。議長のご指示がございましたので中・北空知廃棄物処理広域連合の第2回の定例会が、去る11月29日に行われましたので報告させていただきます。

議案は、報告が2件と認定が1件でございました。

まず、定期監査報告についてを申し上げます。監査の結果、収入、支出、現金の出納、契約等の財務に関する事務は、関係法令に基づき適正に執行されており、各諸帳簿等関係書類の整備状況も適正であるとの報告でございました。

次に、報告2号で例月現金出納検査報告についてでございますが、検査の対象につきましては、平成28年1月から3月でございまして、検査の結果、例月現金出納検査表に記載の計数と関係諸帳簿、証書類との計数確認を行い、月末における金融機関提出の預金残高証明書を照合した結果、一般会計及び歳入歳出外会計ともに計数上の誤りは認められなかったという報告でございます。

次に、認定でございますが、平成27年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計決算審査の意見でございます。審査の結果、決算書及び附属書類の計数は正確であり、関係諸帳簿と照合の結果、いずれも符合しており、かつ予算は適正に執行され、予算流用及び予備費流用も適切に処理されていることを認められております。

審査意見でございますが、当年度の決算は、予算の定めるところによって適正に執行されていると認められるので、特に付すべき意見はないということでございます。

それから、実質収支に関する調書でございますが、本調書と決算書を照合した結果、計数は正確であるとのことでございます。

それから、財産に関する調書でございますが、関係書類との照合の結果、正確に表示されているとの報告でございます。いずれも認定されております。

詳しくは、所定の棚に置いておきますので、お目通しをいただければと思います。

以上で、平成28年中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告を終わります。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、議員研修報告をお願いいたします。

はじめに、鈴木康裕君より報告を願います。

〔3番 鈴木康裕君登壇〕

○3番（鈴木康裕君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、去る11月7日から9日まで、宮崎県木城町にて研修してきた内容について報告を行いたいと思います。

木城町は、宮崎県のほぼ中央に位置し、面積146平方キロ、その84パーセントが山林原野、農林業が盛んな人口5,200人余りの自然豊かな町であります。明治22年に二つの村が合併して生まれた町で、主な企業としてキャノン、また、九州電力小丸川発電所があり、定住促進に力を入れており、人口が増加している町でもあります。

研修の目的は、耕作放棄地の農作業受託状況についてと地域間デジタルデバイドの解消、いわゆる情報格差の解消についてです。

木城町では、早くから耕作放棄地が増え、その担い手不足解消のため、平成15年に、町、農協、農業者の三者が出資した農業生産法人が設立されました。水田、畑での農作業の代行請負が主な業務ですが、年々その数が増加し需要性が高まってきています。

ただ、近年、町内認定農業者が、高齢農家の作業受託を行うケースが増えてきており、法人に耕作条件不利地、狭い土地などが押しつけられて収益につながらなくなってきているという問題もございます。

また、国の政策が認定農業者中心になってきたことから、機械の導入、更新に際し補助金が活用しづらくなってきたことも法人運営の不安を増長させております。ただ、受託組織があることにより、高齢農業者が設備投資負担を背負うことなく、安心して農地管理ができていくことが大きな利点であります。

次の目的の地域間デジタルデバイドの較差の解消についてですが、木城町は、インターネット光回線が全戸に普及しており、料金は月額3,800円となっております。

これは国の三位一体改革の施策に則り、平成14年度の総務省ヒアリングにいち早く手を挙げ、全国で3番目に加入者系光ファイバー等地域イントラネットが整備されたからであります。

町の実質負担は1億円ほどで720戸が加入しております。さまざまな国の補助金活用とNTT西日本の協力があり、また、相談窓口として木城町情報センターを設け住民対応をしております。

現在、町のインターネット事業収支は4,000万円ほどで均衡を保っていますが、10年以上経過しますと、100メガの容量では近年の映像コンテンツに対応し切れず、ケーブルの

敷設替えが急務となってきております。工事費の増大も考えられることからWi-Fi基地を設置した方が安いか、料金を徴収する方法か、そういうようなことを検討しているということです。

この3日間を通して、小さな町でも情報収集とその活用により、いち早い施策の策定、設備の整備が可能であり、その運営方法を学ばさせていただいたこと、また、木城町の議員さん達と交流できたこと、こういう場を与えてくださった皆さんに感謝を申し上げて、研修報告を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（長谷川秀樹君） 次に、西内陽美君より報告をお願いいたします。

〔6番 西内陽美君登壇〕

○6番（西内陽美君） 議長のご指示がありましたので、研修報告をいたします。

去る11月26、27日の2日間、学童保育の現状や課題を捉え、保護者が安心して働き続けられ、子供たちの成長が保障される学童保育のあり方を学ぶため、札幌市の北海道道民活動センターで開催された北海道学童保育連絡協議会、札幌市学童保育連絡協議会主催の第32回北海道第36回札幌学童保育研究集会を受講いたしました。

学童保育とは、本町が児童館内で実施しております放課後児童クラブと同じ意味合いとしてお聞きください。

研修の内容ですが、まず基調報告では、全国の学童保育をめぐる現状と課題。国の学童保育にかかわる動向。新制度における自治体の動向や働く保護者と子供たちの現状について、入所児童数の急増が顕著であること。施設設備などの条件の整備に改善が急がれること。保護者負担金増により、退所せざるを得ない家庭があること。放課後児童支援員の7割が非正規雇用で、社会保険加入率が6割であること。パート、アルバイト、短期間雇用、派遣労働など、不安定な就労形態である非正規雇用は、全国で1,800万人を超え、労働者全体の35パーセントを占めていること。また、子供さんの6人に1人が、子供の貧困の状況にあることなどの報告がありました。

入所児童数については、今年5月の時点で学童保育を利用する児童は、全国で107万6,571人と過去最高数を更新し、3年生までの低学年児童の28パーセントが学童保育を利用しているとのことです。

本町の場合は、今年度の4月の時点で、1年生から3年生の3学年の児童数は186人で、そのうち放課後児童クラブに登録している児童は41人、22パーセント、5人に1人以上が放課後児童クラブに登録している状況にあります。

北海道内の現状といたしましては、2016年5月の状況調査によりますと、放課後児童クラブは、163市町村に986か所あります。運営主体の内訳は、公営が48パーセント、委託が25パーセント、指定管理者制度が18パーセントです。以前は公営が70パーセントでしたから、委託や代行が進んでいることが分かります。利用児童数4万8,593人、昨年より3,744人、一昨年よりは7,650人増えています。

新制度では、6年生までが登録対象になりましたが、163自治体のうち6年生まで拡大したのは89自治体しかない状況です。また、新制度では、支援の単位を構成する児童数をおおむね40人以下とすると定められましたが、20人から45人という施設が全体の52パーセント、46人以上が37パーセント、71人以上が6パーセントに当たる64か所もあり、早急に適正規模の施設にする必要がある状況が分かりました。

記念講演は、「人が人の中で生きていくということ。子供も大人も生きやすい社会とは」を演題に、横浜市立大学名誉教授の中西新太郎氏が講演しました。中西氏は、保育や教育の場で必要なケアの課題や考え方、子供の貧困に関する著書も出版されています。

講演の中で学童保育の状況に触れました。現在、学童保育に通う子供たちが100万人を超え、低学年では、学校にいる時間より長い時間を学童保育で過ごすようになりました。これからも学童保育を望む声は大きくなるのは間違いない動きですが、学童保育についての社会全体の見方は、これに追いついていないとの指摘がありました。

学童保育が必要とされ、これだけ増え続けている背景にはそれだけの理由があります。ある研究者の最近の論文では、末のお子さんが6歳から11歳、ちょうど小学生になりますが、そういう世帯でご夫婦で働いている、つまりお母さんも仕事持っている世帯は、64パーセントになっているそうです。末のお子さんが3歳、4歳、5歳の場合でも、お母さんが働いている世帯は50パーセントを超えています。

専業主婦世帯数と共働き世帯数が逆転したのは、1996年です。950万世帯が共働き。2013年は、1,065万世帯に増えており、専業主婦世帯は745万世帯です。親は、子供を放置していいと言って働いているわけではありません。大人が働いていても、子供たちが安心して育つ環境こそ重要という考えが、学童保育が増え続けている理由なのではないかと。学童保育が、子供を育てる基礎的な環境の支えになってきた社会変化の様相を提示されました。

また、演題に沿った内容では、生きにくいと感じる暮らしの背景には、人間の尊厳をあらゆるさまに否定してもかまわないと感じさせる現実があふれており、人と人のつながりを断ち切る無縁社会化などの社会の崩れがあると述べました。

子供自身が普通に育つことが難しい理由として、虐待、いじめ、貧困などがあり、直接的虐待に限らず、子供たちの生活、成長に関わる大人の振る舞いや態度など、保護者以外の広い範囲での虐待の危険性にも注意しなければならないこと。

いじめられることに自分自身を順応させて、まず疲れた。自分には大した価値はないとマイナスの状態から始め、成長するにしたがって自尊感情が低くなってしまふ子供たちの現状があること。

子育て家庭の貧困が、子供の将来に影響を及ぼす場合がある例として、奨学金を完済しないままの結婚は難しく、ブラックバイトでも働かなければ生活できない高校生や大学生がいることなどを挙げました。

子供の成長を支えるのは社会全体の責任で、制度、自治体や地域など社会的支えが必要であるとし、子供が生きやすく安心して毎日を過ごし、誰かと出会うことのできる社会は、人間が抱えている弱さをお互いに配慮し補い合える、誰にとっても生きやすい社会なのだから、互いに尊厳を大切にしながら、人間同士として出会える輪を考えてみようと思ひました。

2日目に私が参加した分科会では、学童保育施策のこれからのを考えるをテーマに、放課後児童支援員、行政職員、保護者OBなど23名が参加し、札幌市内の学童保育事業所の代表から、札幌市の学童保育の歴史、助成金の獲得や対象学年の拡大、常勤職員の設置など、運営のレポートを例に、支援員の質や数を確保するために必要な処遇改善を柱に活発なディスカッションが行われました。

昨年度、少子高齢化対策として、子ども・子育て支援新制度が始まり、子ども・子育て支援法の制定、省令基準の交付などで放課後児童施策は、法的根拠を持った事業となりましたが、反面、放課後児童支援員の常時複数配置が義務化され労働環境が厳しさを増した実態もあるようです。

参加された支援員の方からは、親たちが安心して働きに行ける、子供が安心して過ごせる放課後児童対策事業の中にある支援員の価値を認めてほしい。それが、責任ある仕事をしていく資格認定制度ができたことの意味につながっていくのですという切実な意見がありました。

子供たちの放課後の安全な居場所、生活の場の確保は、保護者の就労支援のみではなく、教育機能と遊びの面を合わせ持つ、子供の健やかな育ちにつながる子供のための放課後対策事業であるとの思いが深まりました。

研修では、放課後児童クラブの運営基準や保護者、児童の状況、国や道の動向などを大変詳しい資料をもとに学びましたが、特に、支援員の処遇への配慮が、結果、子供たちの健全な育ちに大きな影響を及ぼすことを気づかされました。

研修内容を、今年度本格実施した本町の放課後児童クラブ事業の充実発展に反映させられるよう努め、子供が幸せなまちづくりの具現化を目指したいと考えます。

また今後、支援員の処遇改善がなされ常勤職員が誕生したなら、そこに新たな雇用の場が確保されると。若年者の定着の可能性を感じた研修でもありました。

昨年の指定研修に続き、本年も自主研修の機会を与えていただきましたことに感謝を申し上げます。以上で研修報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議員研修報告を終わります。

これをもちまして、日程第3、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

ここで11時10分まで休憩いたします。

(午前11時00分)

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午前11時10分)

---

#### ◎委員会への付託の報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、委員会への付託の報告を行います。

陳情の委員会付託につきまして、私から報告いたします。

本日までに受領された陳情は、お手元に配布いたしました陳情等文書表のとおりで、所管の委員会に付託いたしましたので報告をいたします。

---

#### ◎行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、行政報告を行います。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） 皆さん、おはようございます。ただ今議長からご指示がございましたので、平成28年第3回定例会以降における行政報告を申し上げます。

お手元に、行政報告書を配付させていただいておりますので、課ごとに主なものを報告させていただきます。

初めに、総務課から申し上げます。

最初に表彰でありますけれども、今年100歳を迎えた中央区、森永タツエ様、花月区、山本タツ様に、内閣総理大臣から祝い状が届き、9月15日に伝達を行いました。

11月10日には、滝川市において滝川地区保護司会主催の更生保護功労表彰受賞祝賀会及び退任保護司感謝の集いが催され、本町の保護司、秋山誠一様が永年にわたる更生保護活動のご功績により北海道地方更生保護委員会委員長表彰を、金行健次様と西内陽美様が札幌保護司会連合会長表彰を受賞されました。あわせて、佐藤弘美様が16年の任務を終え、11月30日をもってご勇退されました。

また、町代表監査委員、山本忍様が多年にわたる監査委員としてのご功績により、全国町村監査委員協議会長から表彰され、11月28日に伝達をさせていただきました。

さらに、永年にわたり地方自治の振興発展に寄与されたご功績により、前町長、植田満様が北海道社会貢献賞を受賞され、11月30日、札幌市での表彰式において、北海道知事から表彰されました。改めて、表彰されました皆様方に敬意を表しますとともに、それぞれの役職において、ご尽力賜りましたことに感謝とお礼を申し上げます。

次に、母村交流についてであります。

10月19日から21日までの間、副町長をはじめ町職員3人、滝川地区消防事務組合新十津川支署職員1人並びに西空知広域水道企業団職員1人、計6人が母村十津川村を訪問し、母村の皆様との交流懇談をし、絆を深めて帰町をしてもらいました。

また、11月12日、東京都で開催されました平成28年度関東十津川郷友会総会に、長谷川町議会議長、宮本ピンネ農業協同組合組合長とともに出席をし、本町の状況や農産物の作柄について報告をし、総会には、前田武志元国土交通大臣をはじめ、会員35人が参加し、互いに交流を深めさせていただいたところでございます。

さらに、11月17日から18日までの2日間、十津川村消防団員並びに5家族計9人が永年勤続者研修として、ご来町されました。一行は、本町の消防団との交流や町内の施設見学をされ、帰路に就かれたところでございます。

次に、消防関係であります。

中ほどに記載をしておりますけれども、防火・防災作品コンクールで、少年消防クラブ員であります新十津川小学校6年生浦上藍さんが、合計235人の応募中、見事、最上位賞の北海道知事賞を受賞されました。このことは、浦上さん自身の防火意識の高さに加え、消防クラブ員活動を通じ、消防団職員からの消防、防火啓蒙意識が伝わっていったものと考えます。町にとっても、この上ない喜びであります。

次に、J R 札沼線に対する路線存続要請であります。

札沼線の線区廃止が危ぶまれる中、11月9日にJ R 北海道に対し、沿線自治体である月形町、浦臼町とともに路線存続の要請活動を行いました。この件に関しましては、要請に対する説明がないまま、11月18日にJ R 北海道側から北海道医療大学から新十津川間のバス転換への方針が打ち出されました。11月24日、J R 北海道の小山常務が本町に訪れ、これまでの状況と、今後、運営赤字とは別に老朽土木構造物の維持更新費用として、6億円程度必要であり、J R 単独では維持困難な線区であることから、バス転換への方針について



て説明を受けたところであります。

これを受けて、関係3町でJR北海道の対応について、今後どのように協議を進めるか打合せ協議を重ねたところでございます。なお、JR側から3町での要請に対する回答を12月16日に受けることになっていることを申し添えさせていただきます。

なお、これらのことについては、今まで北海道とも連携を密にしながら打合せをしてございまして、今後、北海道が前面に出てくるのか、側面的に対応してくれるかについては、これからのことになってまいります。

なお、協議会の設置につきましては、月形町、浦臼町とも相談し対応をさせていただく考えでありますけれども、現段階では、JR側が沿線3町の地域のことをあまりにも理解していない状況にありますので、まずは、そのことを解決していかないと、JR側が沿線3町の状況を理解していただかないと、協議会の話にはならない段階になっていることを申し添えさせていただきたいというふうに思います。

次に、庁舎建設であります。

役場の新庁舎建設につきましては、これまで基本構想の柱となる新庁舎の建替え位置、建築規模、建築費用について協議を進めてまいりました。9月9日及び10月13日には、議会庁舎建設特別委員会に対し、基本構想最終案を説明をさしていただいたほか、10月14日には、議会と合同で十勝管内幕別町の新庁舎を視察してまいりました。

また、まちづくり懇談会や議会からのご意見を庁舎建設検討委員会で整理をし、11月11日から11月25日までの間パブリックコメントを実施いたしました。意見がなかったことから、今後、新年度の基本設計に向けた業者選定の準備を進める予定となっております。

4ページをお開き願いたいと思います。

次に、住民課関係についてであります。

まず、人口動態でありますけれども、11月30日現在、人口が6,783人で、前年同期と比べ88人の減となっており、世帯数は2,965戸で、前年同期と比べ9戸の減となっております。

65歳以上の高齢者数を見ますと、2,530人と前年同期と比べ29人増加し、高齢化率は37.3パーセントと前年同期と比べて0.9ポイントの増となっております。

また、出生は、9月1日から11月30日までの間に5人がお生まれになり、1月からの出生数は26人で、前年同期と比べ4人の減となっております。

次に、交通安全と防犯の関係でございます。

5ページの中ほどになります。9月28日、北海道交通安全推進委員会によります飲酒運転根絶キャラバン隊が来庁され、飲酒運転根絶の意識向上を呼び掛けていただきました。

さらに10月24日には、ゆめりあにおいて、道央ブロック交通安全指導員研修会が開催され、石狩、日高、空知管内の道央地区の交通安全指導員をはじめ、交通安全関係者221人が一堂に会して、講義や情報交換を通じて交通安全活動の更なる活性化を目指した1日となったところでございます。

防犯については、9月1日から11月30日までの本町における犯罪発生件数は2件で、前年同期と比べ11件の減となっております。10月11日には、全国地域安全運動に合わせ、警察の協力の下、安全・安心推進協会による本年2回目の青色回転灯防犯パトロール出動式が行われたところでございます。

6 ページをお開き願いたいと思います。

国民健康保険税制度改革であります。

平成30年度から、都道府県が市町村とともに国保の運営を担うこととなりますので、第1回目の保険税試算額が11月1日、北海道から公表をされました。

今回の試算額は、市町村が北海道に納めることとなる納付金の仮算定に基づくもので、あくまで今後の議論の資料とするための試算であります。来年2月には、第2回目の保険税試算額が示され、意見聴取などを経て7月には運営方針が決定される予定となっております。

なお、本町の国民健康保険は、現在、空知中部広域連合が運営主体となっておりますので、市町村が担う部分については、これまでと同様に広域連合が行っていく方向で協議を進めているところでございます。

次に、町税の関係でございます。

11月30日現在の収納状況につきましては、現年度分町税5税合計の収納率は、76.95パーセントで、前年同期と比べ0.1ポイントの減となっております。今後も、町の自主財源として公平性を確保するために、徴収率向上に努めてまいります。

なお、11月11日には、傍聴席にお越しの小学校6年生を対象とした租税教室を開催をさせていただきました。その際に募集をした税に関する標語の標語展を、12月18日まで改善センター町民ギャラリーで展示をしております。これらの作品の中で、この度、税務署長賞に輝いた標語は、「世の中を身近な税で支えてる」という内容のもので、税の必要性を簡潔明瞭に訴えている素晴らしい作品であると思います。これらの作品を含め、力作47点が展示されておりますので、議員各位においても、ぜひ、ご観覧いただきたく思っているところでございます。

次に、8ページになりますが、保健福祉課関係でございます。

ふるさと学園大学は、9月1日から11月30日までに4回開催され、延べ380人が受講し、9月14日には、新十津川駅と除雪センターを見学いたしました。10月14日には、ふるさと学園大学の取組みを町民にも知ってもらうために、全町民を対象とした講座を開催し、女優の中井貴恵さんによる朗読劇「あん」を鑑賞をいたしました。朗読と音楽だけで繰り広げられる幻想的な語りの世界に、学生と町民合わせて170人が感動に包まれていたところでございます。

老人クラブ連合会創立50周年につきましては、10月20日、ゆめりあにおいて式典が、改善センターにおいては祝賀会が開催されました。来賓に、母村十津川村老人クラブ連合会松尾副会長ほか4人の方にお越しいただき、総勢226人の関係者出席の中、表彰やアトラクションなど、半世紀の節目をお祝いをしたところでございます。

次に、新十津川保育園の運営状況について申し上げます。

12月1日現在の入園児童数は、0歳児2人、1歳児16人、2歳児18人、3歳児12人、4歳児14人、5歳児17人の合計79人となっており、前年同期より7人増えてございます。

また、一時保育の4月1日から11月30日までの利用実績でありますけれども、延べ人数で14人、1か月平均で1.75人ほどが利用をしております。

延長保育の利用実績については、同じく4月から11月30日までの間、28日で実人数6人の利用があったところでございます。

なお、10月22日には町民音楽祭で3歳以上の保育園児童43人が元気に和太鼓の演奏を披露をいたしました。現在、12月10日に開催いたします遊戯発表会に向けて練習に励んでいるところでございます。

次に、児童館の利用状況についてでありますけれども、4月1日から11月30日までの開館日数は225日、利用者数は延べで小学生5,713人、中学生252人、保護者及び就学前児童が95人の計6,060人が利用をしており、1日平均では27人が利用している状況となっております。

次に、放課後児童クラブの利用状況については、同じく4月1日から11月30日までの間、開館日数が195日、延べ利用者数は3,687人で、1日平均で18.9人となっております。11月30日現在で、50人の児童が利用登録をしてございます。

次に、13ページをお開き願いたいと思います。

インフルエンザ予防接種の関係でございます。

ウイルス感染の予防のため実施をしてございますインフルエンザ予防接種について、本年度から高齢者は500円増額の1,500円を助成をしてございます。11月30日時点の接種者把握数は、定期接種高齢者として62人、中学生以下63人となっております。

次に、14ページをお開き願います。

栄養改善事業でございます。

食育推進事業の一環として、食に関する意識の向上と健康づくりのため、9月14日、15日に新十津川小学校において食生活改善推進員協議会と共同で「野菜をもっと食べよう」をテーマに学童栄養教室を開催し、4年生58人が参加をしてございます。また、食生活改善推進員協議会が主体となって行ってございます親子クッキング教室には、親子14組、32人が参加をしてございます。

次に、産業振興課関係でございます。

米の出荷状況については、6月に低温、日照不足、8月には台風の影響がありましたが、11月30日現在で、農協への出荷確約数量に対し102.9パーセントとなっております。全体の出荷数量は、29万338俵となっており、高品質米としての比率は、出荷量の28.8パーセントとなっております。

しかしながら、腹白未熟粒の割合が非常に多く、色選預米が16万9,082俵となっております。

次に、有害鳥獣駆除対策事業であります。11月30日現在で、エゾシカ201頭、キジバト307羽、カラス220羽、キツネ26匹、アライグマ60匹の駆除を行っております。

なお、エゾシカ駆除頭数の内訳については、銃により駆除したものの188頭、町内わな猟免許所持者が設置した、くくり罠で駆除したものの13頭となっております。

次に、観光イベントについてであります。

10月2日、農村環境改善センター前広場で観光協会主催の第19回しんとつかわ味覚まつりが開催され、天気にも恵まれた中、約3,000人の来場者で賑わいました。新米の試食や山形県産の里芋を使った芋煮鍋、新鮮な農産物や特産品の販売はもとより、今年は、北大留学生在が考案し地元野菜をふんだんに使用した料理も人気を集め、大いに盛り上がりだきましたし、商工会青年部が連携し、子供たちのチャレンジショップなどもこのイベントで盛り上げていただいたところでございます。

次に、新十津川駅85周年でありますけれども、10月10日、地域おこし協力隊など町内有志により、新十津川駅85周年を祝う会が駅前広場で開催されました。当日は、あいにくの天候でありましたけれども、町内外から約500人が訪れ、会場内は賑わいを見せておりました。

新十津川から石狩沼田までのレトロバスでの旅のイベントや復刻記念切符、札沼線グッズなどの販売や本町ブランド化推進協議会からの新米ゆめぴりか約300袋を参加者に配布し、また、地域おこし協力隊で町の農産物や加工品の販売など、本町の特産品などをPRしたところでございます。

次に、日本ハムファイターズとのパートナー協定事業の一つとして、9月9日、ゆめりあにおいて商工会青年部設立50周年を記念し、日本ハムファイターズ代表取締役社長竹田憲宗氏によります特別講演会が開催されました。約200人が来場し、「夢の実現に向けチャレンジ」について講義に耳を傾けて聞き入っていただいたところでございます。

次に、都市と農村の交流についてでございます。

「満喫！新十津川の秋の体験ツアー」の1回目を9月23日、24日に実施し、札幌圏から16人が来町され、稲刈りや稲のはさかけ、野菜の収穫体験を行いました。第2回目は、12月7日、本日と明日8日に予定で、同じく札幌圏から約15人が、そば打ち体験や陶芸体験、さらにはニシン漬けやしめ縄づくりなど、農村の冬支度を体験することとなっております。

また、新聞報道でもご承知とは思いますが、しんとつかわで心呼吸。推進協議会の交流活動が、農協観光やJAグループ北海道に認められ、9月21日、22日に北海道農業組合中央会が実施をしたインバウンドモニターツアー香港において、香港の方や香港観光、流通関係者10人が町内で農業、剣道、そば打ちや藍染体験をいたしました。夕食時には、しんとつかわで心呼吸。推進協議会の会員と懇談し、町内の魅力をPRしていただきました。

この内容を12月10日、HBCあぐり王国北海道、午後5時から5時30分に放送されることになっておりますので、ぜひ、ご鑑賞願いたいというふうに思います。

次に、建設課関係についてでありますけれども、20ページをお開き願います。

冬季除排雪についてでありますけれども、10月1日に町道の除排雪業務を委託いたしました。本年の除雪対象路線は、260路線で187キロメートル、うち道路の排雪は141路線で38キロメートル、歩道の除雪は12路線で12キロメートルとしてございます。

今年の冬の初雪は10月21日に観測され、11月6日に降雪があったことから、除雪車の発出動をしております。昨年より18日早く、11月30日までに1回の出動となっております。

11月30日現在の降雪量は89センチ、積雪深は17センチとなっており、前年に比べ、降雪量で53センチ、積雪深で9センチの増となっております。

次に、安心すまいる事業についてでありますけれども、個人住宅の改修費用を助成する本事業については、11月30日現在で65件の申請があり、費用概算額で1億1,128万8千円。助成予定額は1,906万8千円となっております。

また、住宅の耐震化を図るための住宅耐震化等助成事業では、11月30日現在で解体工事の申請が9件あり、費用概算額で1,105万2千円。助成予定額で215万6千円となっております。

以上を申し上げまして、平成28年第3回定例会以降の行政報告とさせていただきます。  
○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

---

◎教育行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、教育行政報告を行います。  
教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） 議員の皆さん、おはようございます。そして、学習で議場の傍聴に来られました新十津川小学校6年生の皆さん、おはようございます。

議長のご指示をいただきましたので、平成28年第3回定例会以降における教育行政報告を申し上げます。

お手元の教育行政報告書により、主なものを報告申し上げます。

まず、教育委員会関係では、3回の定例教育委員会を開催しております。

9月16日は、報告2件の説明を行いました。報告第35号では、本年度実施されました全国学力・学習状況調査結果について、報告をいたしました。

10月21日は、報告4件の説明を行いました。報告第39号では、今年度前期における社会教育関係施設の利用状況について報告いたしました。

11月25日は、報告4件、議案2件の説明を行いました。議案第22号では、今年度から全国学力・学習状況調査結果を、北海道版結果報告書への掲載、いわゆる公表することにしたしましたが、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果についても同様に、今年度から公表することについて承認をいただきました。

次に、小中学校関係ですが、12月1日現在の児童、生徒数の合計は501人となっております。前年同期は518人でしたので、比較で17人減少しております。

小学校の活動ですが、10月23日に新十津川小学校学芸会が開催されました。全校児童が協力して大きな声を出すことを心掛け、練習の成果を元気に堂々と発表していました。

10月28日に6年生の総合学習として、アイヌ「チセ」見学を國學院大學北海道短期大学連携事業として行っています。

2ページに移ります。

火災・予防作文コンクールでございますが、先ほど町長の行政報告でもありましたが、新十津川小学校6年の浦上藍さんが、栄えある北海道知事賞を受賞いたしました。浦上さんは、昨年の冬に自宅のストーブ付近の壁が焦げてしまった実体験をもとに、ストーブの近くに物を置かないなどの予防対策をまとめた内容が、高く評価されての受賞であります。

また、同じく4年生の本間希愛さんが、北海道少年婦人防火協議会長賞を受賞いたしました。

次に、中学校の活動であります。9月14日、15日の両日、母村の中学3年生24人が修学旅行として来町されました。1泊2日と短い滞在時間でありましたが、歓迎会、そして、新十津川中学校での合同合唱、さらには今年から、学校給食を一緒に両校生徒が混ざって食べることとし、思い出に残る楽しい交流となりました。

3ページに移りまして、10月14日に、ゆめりあで中学校の特設道徳授業、朗読劇「あん」を行いました。これにつきましても、先ほど町長の行政報告でありましたが、午前中につ

きましては、ふるさと学園大学の学生が受講され、午後に新十津川中学校の全校生徒が午後の部ということで受講してございます。著者のドリアン助川さんと女優で朗読の第一人者である中井貴恵さんにしていただきました。ハンセン病の偏見により、社会から締め出された女性が、若者たちに生きる意味を伝える内容でありました。後日、生徒全員からの感想をいただきました。内容は、偏見のない社会の大切さや初めて朗読劇を鑑賞し、プロによる読み聞かせの技術や伝え方が大変勉強になり、感動したとの意見が多数を占めました。

11月15日、平成28年度武道指導充実・資質向上支援事業、中学校保健体育武道公開研究授業が、空知管内で初めて本町の中学校武道場で行われ、町議会議員、教育委員、管内の武道担当教諭など30人が剣道授業を見学しました。

中学3年生が3年間の授業で試合ができるまでの技術を身に付けることは、極めて素晴らしいことであり、来町されました全日本剣道連盟の百鬼常任理事より、先生の適切な指導により、生きた授業となっており、全国でもレベルの高い授業との講評をいただきました。

学校教育関係ですが、就学時健康診断を10月13日に実施いたしました。現在のところ新年度の入学予定児童数は、53人を見込んでおります。今年度の1年生は、入学時では54人、現在は53人でありまして、同数となっております。

学力向上ですが、全国学力・学習状況調査結果などを踏まえて、学力向上、生活習慣、確かな学びの会議を計4回開催しています。その下段ですが、空知教育局指導監及び指導主事が小中学校へ計6回訪問いただき、学校経営を確認するとともに授業見学を行い、その都度、気付いた点をご指導いただいております。

4ページに移ります。

交通事故、違反防止の件であります。11月16日に空知教育局次長が来庁され、11月12日に発生した旭川市内小学校教諭による飲酒運転及び11月14日、空知教育局職員の通勤中にバイクとの追突死亡事故発生に対することに対し、本道教育に対する児童生徒や保護者をはじめ、道民の皆様の信頼を損なうものであり、申し訳なく思っているということで、お詫びに見えられるとともに、すべての教職員に危機感を持つよう指導願いたいとの依頼を受け、私から、11月18日、中学校で行われた公開研究会の冒頭、参集した小中学校の教職員に対し、本町の教職員から通勤などで交通事故、違反を起こさぬよう訓示をいたしました。

続きまして、農業高校関係ですが、10月2日に岩見沢市で開催されたパン甲子園大会で、考案品の「きな茶まめ」がアイデア賞を受賞しました。同品は、11月6日にイオン滝川店特設会場で、1日限りではありましたが滝川市のパン製造業者に商品化していただき販売されました。

また、ここに掲載しておりませんが、今日現在の農業高校の3年生の進路状況についてお知らせします。3年生の生徒数は32人で、進学希望者は5人ですが、進学希望者については、全員内定しております。就職希望者は27人でありまして、その内20人が就職の内定をしております。進学と就職を合わせた内定者は、25人となっております、内定率78パーセントであります。

続きまして、学校給食センター関係ですが、11月17日に手のべそうめん、しめじ茸の母

村の食材を使用した絆給食を学校給食に提供しています。また、給食用に10月19日に、J Aピンネゆめぴりか生産組合から、ゆめぴりかを120キロ、11月4日に新十津川土地改良区から、ななつぼし90キロの新米を寄贈していただきました。

5ページに移ります。

母村交流事業ですが、11月20日から23日までの間、青年5人、引率1人の6人が母村訪問し、母村の青年との交流や村内の各施設を見学してきました。

続きまして、シニアリーダー会アザレアですが、11月1日に北海道を担う青少年団体として、永年にわたりイベント等を通して地域社会の発展のために、多大な貢献をされたとして、北海道知事より青少年顕彰を受賞し、同月21日に、役場町長室において金田空知総合振興局長より岡本会長には賞状を、長太副会長にはメダルを伝達されました。

6ページに移りますが、町民文化祭でございます。

展示部門は改善センターを会場に、芸能部門はゆめりあを会場に行われ、展示部門の鑑賞者は506人と前年対比181人増えております。一方、芸能部門は266人と前年対比69人減少いたしました。

アートの森ですが、10月30日で閉館いたしました。今年は、グランドオープンを記念して、7月にこもれびミニコンサートを開催したことなどにより、昨年より141人多い、415人の来館がありました。

開拓記念館が10月30日に、温水プールが9月30日、サンウッドパークゴルフ場は、11月3日に、さらにピンネスタジアム、ふるさと公園野球場などの屋外体育施設の利用につきましても、11月14日をもって営業を終了しております。利用人数におきましては、天候などの影響もあり、どの施設も減少の状況にあります。

生涯スポーツ推進事業であります。日本ハムパートナー協定事業として、9月8日から10月30日までの間7回にわたって、北海道日本ハムファイターズインストラクターによるダンスクリニックが改善センターで行われました。参加した23人の児童は、町民文化祭で練習の成果を町民に披露をいたしました。

次に、少年団活動であります。7ページから10ページに記載のとおり、剣道、サッカー、野球とそれぞれ素晴らしい活躍をしておりますが、10ページのバスケットボール少年団が、9月に砂川市で行われたミニバスケットボールの大会で、4位となりました。競技種目としては久しぶりの嬉しい報告であり、団員が増えたことや指導者のご努力が徐々に実を結んできたものと考えております。

11ページに移りまして、図書館関係であります。貸出冊数、貸出人数とも昨年に比べ減少した利用状況となっております。

なお、特別事業におきましては、11月27日に行われた大人の図書館講座、「片づけでうちスッキリ！」の様子が、NHK放送で取り上げられるなど、特色ある事業を行っており、図書館へ足を運ぶきっかけや読書活動の推進に向けて工夫を重ね実施しているところであります。

以上申し上げまして、平成28年第3回定例会以降の教育行政報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

ここで13時まで休憩いたします。

(午前11時55分)

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後 1 時00分）

---

◎一般質問

○議長（長谷川秀樹君） 日程第 7、一般質問を行います。

先例にしたがい、通告順に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

6 番、西内陽美君。登壇の上、発言願います。

〔6 番 西内陽美君登壇〕

○6 番（西内陽美君） 議長の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問をいたします。

まず 1 点目は、ご高齢者の交通安全対策について、町長にお伺いしたいと存じます。

新聞やテレビでは、連日のように、ご高齢者が加害者となった交通事故がクローズアップされて放送されています。町長は、このことをどう捉えていらっしゃるでしょうか。

国は、今年度から32年度までの 5 年間に講ずべき、交通安全に関する施策の大綱を定めた交通安全基本計画の中で、重点的に対応すべき対象の一つに、ご高齢者の交通安全確保を挙げています。

昨年、交通事故で亡くなった方のうち、65歳以上の割合は54.6パーセント。一昨年の53.3パーセントを更新し、これまで公開されているデータの中では最大値となってしまいました。全国の交通事故死亡者数は減少を続けていますが、ここ数年の傾向としては、70代以降、特に75歳以上では、増加の一途をたどっています。

今後も少子高齢化が予測され、ご高齢者人口の増加とご高齢者が交通事故で亡くなる率が高いということを踏まえ、ご高齢者の交通安全確保は重要な課題です。ご高齢者が加害者となる自動車事故ばかりではなく、ご高齢者が被害者となる自転車走行中の事故、歩行中の事故を分析し、特徴を把握した上での対策を講じなければなりません。

そこで、全国、全道的な傾向としての事故の特徴とその防止策について伺います。特に、交通事故防止策は、地域性により効果の出かたも違いますので、本町の取組みについて伺いたいと存じます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、6 番議員さんの 1 番目の質問にお答えいたします。

まず、本町における交通人身事故の状況から説明をさせていただきます。

町内での人身事故の発生件数は、平成26年は12件、うち65歳以上の高齢運転手による事故は 4 件、平成27年は 9 件中 3 件、本年は、10月末現在で 4 件中 2 件が高齢運転手による事故となっております。

今のところ、件数に増加傾向は見られませんが、新聞やテレビでの報道に関しては、6 番議員さんのおっしゃるとおり、私も決して対岸の火事ではないという認識を受けてございます。

そこで、高齢運転手に対する対策ということでもありますけども、高齢運転手の中には健



康状態が非常に良い人もいますから、そういった方は当然、運転をなるべく長く継続していきたいということで、周りの交通関係者も、それをサポートしていくのに知恵を絞っていくということが大事かと思えます。

また、もう一方の方は、運転を断念するという方向に向かうこととなります。その場合は、安心して車を手放せる社会をつくっていくことが必要であるというふうに考えております。

そのようなことから、本町では地域公共交通に取り組んでいるところであり、利用者からは好評を得ているところでございますし、多くの方に利用をしていただくことで、その充実を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、高齢者が加害者または被害者になる事故の特徴ということでもありますけれども、一般論として、高齢者が加害者になる事故には三つの大きな要因があるというふうに言われております。

まず最初の要因でありますけれども、目に関する特性でありますけれども、目に関する特性というのは、老化現象が最も早く訪れる特性であり、運転に必要な情報の80パーセントぐらいは目を通して摂取するというふうに言われております。通常は片目で左右90度の範囲で物が見えることが望ましいわけでもありますけれども、65歳を超えていくと、残念ながら60度ぐらいに狭まっていく人が多いというふうに言われております。

二つ目は、反応動作に関する特性でして、単純な作業課題であればそれほど若い人と比べて大きな反応時間の遅れなどはないのでありますけれども、複数の作業課題を同時に扱う場合に、非常に問題が生じることになりまして、例えば、歩行者だったり信号だったり、いろんなものを確認しながらといったときに、言葉遣いはあれなんですけれどもエラーが出たり、時間がかかったりするということになります。

また、とっさの反応に対しましても、そういうエラーが出やすくなり、アクセルとブレーキの踏み間違いが、まさにこれに該当をし、新聞でも報道されている大きな事故が、こういった原因であるというふうに考えているところであります。

三つ目が、運動能力に関する過信と自信の持ち過ぎということが言われております。ある調査では、自分の運転テクニックであれば十分危険を回避できるかどうかということに関して、イエスと回答した人の割合が、70歳を超えるとぐんと上がってまして、75歳以上の方では、実に53パーセントに達しているというようなアンケートも出ております。

これは、長年の経験から交通規則よりも自分の経験則を重視しているということにつながっているのではないかなと考えております。

これが、特に問題になりまして、一時停止違反が非常に多いというデータが上がっており、経験則で判断して、一時停止すべきところ徐行で済ましてしまうということのようでもあります。

本年、町内で発生した交通人身事故も、これに当てはまるものがあるというふうに推察をしているところであります。

この三つの要因は、どなたにもやがては訪れることとなりますので、広報11月号では、自動車運転免許証自主返納の勧めという内容で、周知をさせていただいたところでございます。

運転を継続するか、免許証を手放すかは、誰もが判断する 때가やってくるわけであり

ますけども、いずれにしても、自己の尊厳を傷つけないようなかたちで周りの人がサポートしていくということがとても大事ではないかというふうに考えております。

次に、高齢者が被害者となる場合の特徴でありますけども、ただ今申し上げました目の衰え、反応の衰え、経験則による自信の過剰に加えて、服装の問題がございます。

本町では、平成24年に二つの交通死亡事故が発生をしておりますが、一つ目は、夕暮れ前の時間帯に激しい地吹雪で視界が悪い中、路上にいた高齢の男性をはねられたという事故であります。二つ目は、夕暮れ後の事故でありますけども、これも高齢の男性が、路側帯で歩行中にはねられたものであります。

いずれも、ドライバーが歩行者を発見することが遅れたことが大きな原因ですが、もし被害者が目立つような服装や反射材を身につけていれば、少しでも発見が早かったのかなということになりますので、担当の住民課では、この事故の発生を教訓として、反射材をどなたに対しても無料で配布しているところでもあります。まちづくり懇談会でも、集まった方にこういった反射材を配布し、反射材のPR、そして、利用をしていただくように努めているところでもあります。

また、本町には16人の方に交通安全指導員の任に当たっていただいております。登校時の交通安全の呼び掛けと指導をお願いしているところがございます。安全・安心推進協会とともに、歩行者の安全や安全運転の呼び掛けが功を奏し、11月30日をもって死亡事故死ゼロの日が、1,682日を迎えることができました。このことが長く継続し、悲惨な事故を繰り返さないよう、町内の諸行事においても交通安全の啓発を行ってまいりたいと考えております。

その一つとして、今月13日、14日には滝川警察署の協力を得て、ふるさと学園大学の終了時に、啓発活動をすべく今準備を進めているところがございます。

以上申し上げます、6番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はありますか。

再質問を許可します。

○6番（西内陽美君） はい、ただ今町長からは、私の質問に対して丁寧なお答えをいただきました。交通安全啓発を図って、11月30日現在では、死亡事故ゼロ日は1,682日を達成したということに対しましては、本当に感謝を申し上げたいと思っております。

再質問といたしましては、身体機能や認知機能をご家庭に居ながらご自身でチェックできるシートを活用してはいかがかということについてお伺いしたいと思います。

ご高齢者が車を運転する理由は、日常の生活を送る上でどうしても必要な足、移動手段であることももちろんですが、趣味のパークゴルフやカラオケ、軽スポーツ、釣り、山菜採りに出かける、あるいは習い事の教室へ通う、行き付けの美容室へ行く、お友達に会いに行くなど、生活を豊かにする手段でもあります。

充実した暮らしを満喫していただくためには、毎日チェックシートの項目にご自身の健康状態を照らし合わせることで安全運転への意識向上、先ほど町長がおっしゃっていらっしゃいましたけれども、油断や惰性での運転への注意を促してはいかがかと考えています。

チェックシートは交通安全運転支援、また、高齢者在宅生活支援、あるいは、運転時の認知障害早期発見など、さまざまな視点から発行をしております。本町の実態に合った

シートを選択し、町の広報に掲載したり、行政区や町内会の回覧版に載せたり、諸団体の会合の場で配布をして、住民の皆様の目に触れる機会をつくってはいかがでしょうか。

先ほど申し上げましたように、地域によって抱えている課題やそれに対する対策も違いがありますから、それぞれの地域、自治体で対策を講じる責任があります。事故防止の決定打ではなくても、交通安全につながる対策の一つとして、そのような身体機能、認知機能をチェックするシートの活用についてのお考えをお伺いしたいと存じます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） ただ今、6番議員さんからチェックシートの活用についての再質問がございました。私も、6番議員さんと同様に、自分自身の能力を見極め、自覚して運転を取り止めるかどうかという判断をするためのチェックシートの活用については、有益であるというふうに考えております。

現在も担当課の方で、いろいろとそのチェックシートの活用について検討している、その内容についてもお知らせをしたいというふうに思います。

まず、自主返納を促すためには、行政としても啓発の機会を増やす必要があるというふうに考えておりますし、免許返納後にはなるべく、先ほども説明した地域公共交通を利用させていただきたいという、この両面があるわけでございます。

これを実現をしていくために、そして、町内から痛ましい交通事故、そういったものを無くしていく、そして、啓発に努めて安全安心な暮らしやすい環境にしていくためにも、いろいろ新年度で取り組んでいきたいというふうに考えておりました、その新年度の取り組みを、今、検討している中では、平成24年に痛ましい事故が2件あったときに、やはりこの事故が続かないようにということで、そのときにも各行政区に回って交通事故の再発防止の啓発に努めさせていただいたところであります。

そういったことが、皆さん聞いていただいたことが功を奏しているということになっておりますけども、やはり、年数が経過していることもあって油断はできない。そして、しっかりお互いに確認しあったり、事故を未然に防ぐ体制、そういったものを考えておりました、この平成24年にやったようなかたちをもう一度、行政区の行事やレインボー講座の際に、今ほどご提案のありましたチェックシートによる自己診断をしていただく。そして、自己診断の内容を自分で確認して、これをどういうふうに自分が免許証を活用して車を乗れるのか、これはちょっと危惧があるので免許の返納になるのかという判断をしていただくことになると思います。

そして、もしそういう返納の方に進むということについては、今度は、足をどのように確保するかということが問題になりますので、そのチェックシートの判断と合わせて、地域公共交通の利用者登録を、これは全員にさせていただきたいと、そのように新十津川の地域公共交通のPR、そして、何か利用するとき使いやすいことを合わせてやることによって両面がうまく進むのではないかなというふうに考えて、そういった交通安全の啓発、そして、地域公共交通の利用、そういったものを併せて取り進めていきたいと考えております。

こういうことによって、一つの通過点ではございますけども、町民の皆さんとともに、今、交通事故死ゼロ2,000日がしっかり迎えられるようにし、それが、ずっと継続してい

く、そういったことを考えております。このことは、先ほども答弁の中で言いましたけども、安全・安心推進協会や交通安全指導員、交通関係の皆さん、そして、滝川警察署とも連携しながら、しっかり啓発活動を進めていきたいというふうに考えております。

以上申し上げまして、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問はございますか。

はい、再々質問を許します。

6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） 再々質問ですが、私も町長と同じような、同じと言っては大変失礼な言い方ですが、同じ質問をしようと考えておりました。

チェックシートの項目を見ることが習慣化してくれば、徐々に運転能力が衰えていくということがご自身で気づいてもらう、それが一番大事だというふうに思っています。

運転能力の低下を自覚して、緊張感を持って安全運転を心がけていけばいいんですが、やはりいつかは自動車の運転を止めなければならないときが来ます。そのときの運転免許証の返納後、その後について、再々質問でお聞きしたいと思っておりました。免許証の返納後、免許証を返納したら生活できないと心配する声が、町の方々から聞かれます。

まず、本町で運行されている三つの民間事業者による公共交通機関の利用促進を図りたいということをお伺いしたかったんですが、町長も、ただ今、利用登録を進めるというお答えいただきましたので、その一つ先を進んだことを私の方でお聞きしたいと思っておりますが、乗り合いタクシー、乗り合いワゴンというのは、平成21年から4年間も活動日数をかけて実証と検証、運行をして25年に本格運行を始めました。その後もですね、住民の皆様方のご要望ですとか、利用状況を勘案しながら運行内容をかなり確立してきておりますので、その交通機関はそれぞれ違う民間業者ですから、一律というわけにもいきませんが、利用を促進するような施策、試しに利用してもらうような支援というのをしてはいかがでしょうかということをお聞きしたかったわけです。

やはり、免許を放す前に心配だという方に対して、一度お試しいただいて、案外便利に使えるもんだと、家族も周りの方も安心していただけるわということが分かっていたら、運転免許返納がご自身で納得してスムーズにいくんでないかと思っておりますけれども、その登録を一つ進めて、公共交通機関への利用促進を図るための支援をしてはいかがでしょうかという点で再々質問、私の最後の質問とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは再々質問について、お答えをさしていただきたいというふうに思います。

高齢者の方が、車を今お持ちの方はどうしても自分の家に車があると車を優先して使うということになると思います。なかなかそういう地域公共交通機関の利用が停滞しているというのも実情にあります。そして、困ったときにそこを使ってもらいたいというわけですけれども、困ったときに使うときに、なかなか慣れないと使いづらいということが、今、6番議員さんの指摘のとおりだというふうに思っておりますし、先ほども新年度に向けて各行政区を回ったときに登録をする。そして、その登録をしてもらったときに、ぜひ、お試しで使ってみてくださいということを、そのことも促していければというふうに考え

ておりますので、そのことをご理解していただきたいというふうに思います。

いろいろ地域によって値段、有料でありますから、若干のお金はかかりますけれども、それを一回お試しすることによって、次につながるというか、利用しやすい、そういう登録、そして、電話での予約というかたちになってございます。

こすもす観光と北星ハイヤーがありますけれども、ちゃんと予約を待ち受けていて、いつでも動ける体制がとられておりますから、そういった状況を肌で感じてもらう。そして、乗ったときにどのように使っていくのか、時間をどのように有効に活用していくのかということもですね、使わないと、今度、帰りの時間の方のつながりも出てきますから、今、6番議員さんの本当に指摘のとおり、お試しで使っていただき、そして、その時間をどのように利用するか、活用していくかということも、1回ではなかなかうまくいかない面があると思いますので、その時間をうまく活用していくことも考えて、町内の安全な公共交通機関を利用促進をしていただければというふうに思っております、そのことをお答えして答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） はい、それでは次の質問に移っていただきます。

〔6番 西内陽美君登壇〕

○6番（西内陽美君） はい、2点目は、除排雪事業に対するご高齢者からの意見や要望についてという内容で、町長に質問をさせていただきます。

今年3月に実施しました町の施策に関する町民アンケートでは、除排雪対策は重要度1位に挙げられながらも、満足度においては15位以内に入っていないという結果が出ました。町には、除排雪に関して住民の皆様、特にご高齢者からどのような意見や要望が届いているのでしょうか。その中で課題となるようなことはあるのでしょうか。

また、ご高齢者が安心して住み続けるには、雪対策が課題であるとの住民の皆様のご意見について、どうお考えになるかをお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、6番議員さんからの二つ目の除排雪に関して、住民、特に高齢者からどのような意見や要望が届いているのか。その中で課題になるようなことがあるのかについての、ご質問にお答えをさせていただきます。

ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、まず、今年3月に実施をいたしました町民アンケートの概要について説明をさせていただきます。

対象者は、18歳から29歳までの階層から10歳刻みの六つの階層に分け、各階層100人の計600人を男女均等をお願いをいたしたところであり、このうち250人の方から回答をいただき、回収率は41.7パーセントであります。年齢層が高いほど回収率が高くなっており、また、女性の回収率も高い傾向となっております。

アンケートは、20政策を59の施策ごとに重要度、満足度を点数化しておりますが、6番議員さんのおっしゃるとおり、除雪体制の重要度は82.9ポイントということで1位である反面、満足度は63ポイントで18位という結果であり、なお一層の努力が必要と思われるところでございます。

また、このアンケートの中で自由意見として170件が寄せられ、町政執行に対する貴重

な情報もいただいたことに対して、改めて感謝を申し上げる次第であります。

その中で除雪に関するご意見が21件ありました。また、昨シーズン、直接、除雪作業をしている除雪センターに入った苦情件数としては40件ありました。

除雪センターに直接入った主な苦情の内容としては、暖気によるザクザク路面の整正や急な天候変化による吹きだまり対応などが主でありましたので、速やかに路面整正や吹きだまり対応を行っているところであります。

また、アンケートの中の21件のうち、11件が60歳以上の方からのご意見であったのですが、一部ではお褒めの言葉もいただいておりますけれども、一方、除雪方法として、置き雪の量の不公平感や置き雪そのものへのご意見もあります。

そこで、課題といたしましては、やはり、間口への置き雪が町民にとって大きな課題であるというふうに認識をしております。この課題を解消すべく、可能な限り除雪車のプラウの角度を調整し、なるべく玄関間口に雪が入らないように受注業者に指示をし、除雪作業に当たっておりますとともに、1回目の排雪時には堆雪スペース確保のため極力歩道部も排雪することとしております。

ただし、どうしても間口への置き雪を皆無とすることは不可能でありますので、玄関間口に入った置き雪の処理は、どうしても今までどおり地先の皆様の協力をお願いしたいというところでございます。この間口への置き雪の対応は、高齢になれば身体機能が低下してきますので、屋根の雪下ろしなども含めて、困難になってきたことなどを他者に頼らざるを得なくなります。

これに対して、これまで検討した方策の一つとして、昨年、置き雪や屋根の雪下ろし対策に高齢者等世帯に対して、除雪等委託費用の一部を助成する新たな事業を創設し、冬期間の高齢者等世帯の負担軽減、安全かつ安心な生活環境の確保に努めさせていただいたところであります。

昨年度は、間口除雪に52世帯、屋根雪下ろしに14世帯に助成をさせていただきました。今年度は、民生委員さんなどの積極的な働きかけにより、事業周知を努めた結果、昨年を上回る間口除雪に60世帯の利用申請をいただき、利用決定をしており、この事業も徐々にではありますが浸透をしてきているのではないかなというふうに思っているところであります。

なお、本事業の対象者は、ご案内とおり高齢者として70歳以上の方のみで構成をされており、非課税世帯となっております。その数は、平成28年の12月1日現在で、70歳以上のみで構成されている世帯のうち、63.7パーセントの488世帯が対象世帯であるというふうに見込んでおります。

今年はまだ60世帯ということですから、まだまだ事業が、この本事業により拡大をしていくというふうに考えておりますので、今、本格的な降雪時期を迎えましたので、この助成事業の要件に該当する世帯に、ぜひとも、冬場の快適な生活のために本事業を利用促進をしていきたいと。今後も、なお一層PRをしていくと申し上げ、6番議員さんの質問のお答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

はい、6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） 再質問は、ご高齢者の除雪負担の軽減についてという点で、お伺

いしたいと思います。

平成26年9月の第3回定例会において、除雪の負担を軽減する方策を種々勘案しながら、除雪施策の充実はどう取り組むかという質問を、一般質問というかたちで発言をさせていただきました。

本町でも何件かの事故が起きた屋根の雪下ろし作業への支援を含めた雪対策を、高齢者等の福祉の観点から協議し、27年の冬から実施を目指すという回答をいただきました。

おかげさまで新たな事業として、ご高齢者等が業者に除排雪や屋根の雪下ろしを依頼した場合、経費の一部を助成する制度を設けていただきましたことは、大変ありがたいと思っております。

しかし、この高齢者世帯等除雪費助成事業は、町民税が非課税世帯でなければ対象になりません。ご高齢者にとっては除雪は困難で、屋根の雪下ろしは危険な作業です。現在の高齢者世帯等除雪費助成事業では、高齢者を危険な作業から解放するという根本的な課題の解決にはなっていないというふうに思います。除雪の困難への支援は、課税も非課税もないと、私は、このように思っております。

ご高齢者の除雪負担をどう軽減させていくかという点につきまして、町長の今の考えをお伺いしたいと存じます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） はい、再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

快適な生活を過ごすために、行政が最大限いろんなことができれば一番望ましいわけにありますけれども、やはり、町内にある町の除雪車の体制、さらには町内にある除雪作業車、そういう体制からして、すべてが町費でできるというかたちには残念ながらなりません。

やはり、できる限りそういう高齢者の方が快適な生活を送れるように、今、進めているわけでありまして、先ほど説明したとおり70歳以上の方で488世帯、いわゆる70歳以上の中で6割以上の方が非課税世帯というかたちになってございます。

まずは、その世帯にしっかりこの事業を浸透し、町内のいろいろな民間の除雪機械、そういったものについても、それぞれの人が受注をしなければならぬかたちになりますので、そういった部分の需要と供給のバランスをしっかりとていきながら、その除雪の克服をしていかねばならないというふうに思っております。

今、一足飛びに全部の高齢者の除雪を一遍にできるという、町の除雪対応能力も、今、ない状況になっておりますから、やはり今は、まずは民間の力を借りてこの助成事業を有効に活用して、まず70歳以上の非課税世帯の方、そういった方にこの事業をしっかり進めていく。

そして、所得のある方については、大変申し訳ありませんけれども、まずは所得のこの費用も一部負担をしながら、高齢者の所得のある方については、自力でまずは対応をしていただきながら、また、その時代の変化に応じて、その時期時期に対応しなければならないことがあると思いますけれども、今の段階では、やはり、まずは非課税世帯を先に快適な生活にしていきたいというふうに考えてございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問はございますか。  
再々質問を許します。

6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） わずか数年後を考えましても、ますます高齢化は進んでいきます。除雪や屋根の雪下ろし作業の人数が増えてくることは目に見えています。行政だけで雪対策を担っていくには厳しい状況が迫っているということは、私にも分かっております。

そこで、地域や近隣の住民の皆さん方が協力体制を作っていくために、行政が取り組めることは何かを考えていくことも重要になってきます。

そこで、再々質問といたしまして、行政区が主体となってお高齢者世帯の除雪の協力をする場合に新たに活動交付金制度を設けることについて、どうお考えになるかお伺いいたします。

新十津川町行政区活動支援交付金交付規則では、行政区が主体となってお地域振興のために実施する事業を、行政区提案事業と位置づけております。1事業当たり20万円を限度として交付金を交付することができるとしていますが、同一事業に対する行政区提案事業の交付金の交付は3年が限度です。行政区文化づくり事業、行政区環境づくり事業に加えて、ボランティアの保険料、除雪機等を使用した場合の燃料代、除雪をする際のトラック運搬費などの経費の一部を助成する除雪支援制度を創設してはいかがかというものが再々質問の要旨です。

行政区で除排雪をする際の経費や人件費などの一部を助成して、まず、地元行政区内での協力体制を構築するきっかけをつくるとともに、継続的な担い手を発掘する手段として取り組んではいかがかでしょうか。

活動支援交付金対象の行政区提案事業は、8項目あります。この中で除雪支援は、防災活動事業、コミュニティー推進事業、高齢者福祉支援事業に当てはまりそうですが、今後、各行政区会館の耐震建替え工事の完了に伴いまして、自主防災組織設立と防災資機材の整備が一気に進んでいくことを考えますと、防災活動事業と防災資機材購入事業費は一気に膨らみます。合計70万円限度での1事業20万円の枠を圧迫させないために、そして、この3年間の年限から外すということを踏まえて、別枠で地域での助け合い除雪支援事業の創設を提案するものです。

今年度の11行政区の提案事業の交付申請額を見ますと、限度額70万円に対し最低申請額が8万、最高申請額59万5,633円の行政区がある状況です。予算に対する剰余が11行政区を合わせると401万1,757円にもなります。この予算を住民のために有効に使えます。

ぜひ、こういった創設を考えてはいかがかと思いますが、町長のお考えをお伺いしたいと存じます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（熊田義信君） 今ほど6番議員さんから、地域で、行政区でできることがないだろうかという提案の質問がありました。

現時点においても、隣近所で除雪を助け合ったり、そして、相互扶助というのですかね、これは、隣近所のつき合いの中で町内でもいくつもそういうところが拝見されております。



非常にこのことは、お互いの隣近所のつき合い、そして、高齢者のできづらい人の隣近所が助け合っている姿は、非常にこれから高齢福祉、そして、災害対策にも非常に大切なことであり、いろんな声掛け、さらには災害時の助け合い、そういったことにもつながる大きな隣近所のつき合いになってきて、非常に良いというふうに考えております。

今ほどは、行政区で自主的にというんでしょうかね、区長さんが窓口、リーダーとなって地域のそういう除雪対策というのか、機械を擁してなのかどうか分かりませんが、除雪ができる、そういう仕組みができないかという提案でありました。

これからの高齢化時代に向けては、一つの考え方として非常に素晴らしい提案だとというふうに受けとめております。

ただ、今、その事業を今すぐ取りかかれるかどうかということについては、区長さんの年7回区長連絡会議やっております、区長連絡会議のあとには、区長さんとも、それぞれの行政区の悩み、課題、そして、取組み方法だとか伺っておりますから、区長さんのそれぞれの行政区の実情、そういったものを把握していかないと、こちらの方から一方的なことになっては逆に、今あるお互いの隣近所の助け合いまでも取ってしまう恐れもないとは言えないわけなので、無償でやっている良さを継続しないから、お互いの隣近所の助け合いを良くしながら、そして、そういったできないところにおいてどうしていくのかということが必要なことだというふうに考えておりますけども、そして、それがまた更に必要であっても、区において逆にそれが負担になり過ぎて困る。雪が降ったから、除雪に行かなければならない。受けた方も、除雪に来てくれるだろうというふうに思っているのが、逆に時間が遅くなるとか、いろんなことが考えられるのではないかなというふうに思います。

お互いの区の方の除雪のやる人の体制がとれるのか、そして、受け手の必要とする人がどの程度いるのかということも総合的に把握しながら、町全体の中でそれぞれの行政区ごとになりますけども、行政区ごとの除雪対策が今後どのようにしていくのかとていうことは喫緊の課題だと思っておりますけども、今ほど言った提案をすぐ受けとめて、すぐ実施しますというお答えにはならないわけでありまして、そういった提案はよい提案だというふうに認識しておりますから、今後、区長連絡会議等でも、いろんな区の実情などを聞きながら、今後の冬の除雪対策を前進していきたいということを申し上げ、お答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、西内陽美君の一般質問を終わります。

次に、1番、進藤久美子君。登壇の上、発言願います。

〔1番 進藤久美子君登壇〕

○1番（進藤久美子君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

今回は、新入学児童生徒学用品費の入学前に支給することについて、教育長にお尋ねをしたいと思っております。

新入学児童生徒学用品費等の支給については、就学援助を受けている小中学校の新1年生を対象として行われております。この制度により、多くの保護者が助けられていることは大きく評価するところでございます。

しかしながら、対象の保護者に関しましては、経済的な困難を抱えている方が多く、入

学前の支給を希望される声が多数寄せられております。

現在、本町の支給日では、対象者が一時的に立替えをせざるを得ない厳しい状況になっているのが現実でございます。

ついては、町が推進する子育て支援策をより手厚いものとするため、対象者が置かれている立場を考慮し、入学前に支給ができるよう手続等を見直しをするお考えがないか、教育長にお尋ねをさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは、1番議員さんの質問にお答えをいたします。

まず最初に、就学援助制度につきましては、国の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の基準に基づきまして実施していることをご理解願います。

その上で、現行の手続きの流れについて、確認の意味でご説明申し上げます。

最初に、4月上旬に学校を通じまして各保護者へのご案内をしております。その後、4月中旬には、学校を経て教育委員会へ申請書が提出されます。教育委員会では、家族全員の住所並びに直近の前年所得合計額を確認の上、認定審査を行います。認定審査が終了後、5月中旬に認定通知を保護者へ送付しております。その際には、目安として前年度の費用品目及び支払額一覧表を添付しております。

認定保護者の就学援助費費目及び支払額の決定や支払いにつきましては、6月中旬もしくは下旬におきまして、国から国庫補助限度額単価の決定通知が各市町村に届きますので、国の単価を私どもの方で確認した上で決定し、支払いということになっております。

このことから、先に申しましたとおり、国の基準に基づき行っており、国の限度単価が確定後でなければならぬこと並びに前年所得金額の把握確定時期の関係から、入学前にはお支払いできないことが原則になっております。

入学前に支給する場合には、所得判定の事務の煩雑化や申請の二度手間などの課題も考えられることから、現時点では、入学前支給につきましては、考えていないということで答弁とさせていただきます。

今後においても、国からの通知が届き次第、支払事務を速やかに進めてまいりますので、ご理解を賜りますよう考えております。

なお、町の事業ではありませんけれども、社会福祉協議会の事業におきまして、生活が困窮している世帯に対し、生活の安定を図るために各種生活福祉資金の無利子の貸付制度を設けておりますので、これらの制度を有効的に活用することをご検討するのも良いのではないかと思います。

ですから、入学が4月になりますから準備となりますと、今ほど1番議員さん言われたように3月に資金が必要になってきますけれども、2月下旬あたりに社会福祉協議会の事業なども検討いただいて、申請手続をして無利子の融資、教育委員会からの補助金が出るまでの間、そのような制度を活用されてはどうかと考えているところでございます。

以上申し上げまして、1番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 1番議員、再質問ございますか。

はい、再質問を許します。

○1番（進藤久美子君） 私の調べたところによりますとですね、5月の24日、参議院の文教科学委員会の答弁で文部省の初等中等教育局長がですね、児童生徒が援助を必要とする時期に、速やかに支給できるよう十分配慮するように市町村に通知している。それがなされていないようだったら、市町村に引き続き働きかけていくという、そういう答弁をされているんですね、この就学援助の新入学準備金等についてはですね。

本町には、そのような文部科学省からの通知というのは来ていच्छゃらないのか、また、それを来ていच्छゃって、本町ではそれをどのように受けとめているのかということ、再質問でお尋ねしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） はい、基本的にですね、そういう決定したことについては公文書が届くのが原則になってます。ただ、私の方では、その文書については確認しておりませんので、ちょっと答弁はできない状況でございますけども、そのようなかたちですね、確認ができていません。以上、答弁いたします。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。それを受けて質問ございますか。

はい、進藤久美子君。

○1番（進藤久美子君） そのようなことは、町としては来てないということなんですが、実際的にこの対象となってる親御さんが、どのように一時立替えをしているかという生の声が若干、私のところに入っているの、ちょっと教育長の方にお知らせしたいと思ます。

親や兄弟に一時的にお金を借りて、新入学の準備をしているとか、また、中学校はほとんどがジャージ通学なんです、洗い替えが必要だから2着欲しいけれども、お金が支給されてから2着目を買うとか、そういうふうな苦勞をしてですね、入学準備金が支給されるというか、そういうまでに保護者の方がとても苦勞をされてこの一時立替えをされている現状が、本町にもあるわけなんですよ。

それで、すでに全国的にね、東京では10自治体、群馬県の太田市というところでは、金額を増額して新入学の児童に対応しているところもあります。北海道内でも美幌町が、新入学用品等の支払いを入学準備金というかたちに制度を見直して3月から支給するとか、函館市では、認定には入学年度の認定基準から前年度の認定基準に変更をして、市独自の要件や支給額を決めて3月支給に向かっているということも発表されております。ごく最近では、苫小牧市が12月議会で、現在の6年生から3月支給で進めていくという新しい報道もされてますとおあり、ちょっと町の方で工夫を凝らしていただければ、この事業は就学前に保護者のところに届くようにできるのではないかというふうに思うわけなんですよ。

それでですね、実施日程というか、3月に支給されているところの実例を申し上げますと、9月中旬就学時健康診断の案内書と同時に、この入学準備金の申請用紙を同封して送るというかたちですね。それで、平成29年1月の中旬に提出を締め切りをされて、2月の中旬に支給決定、交付決定の通知を保護者の方に送り返して、3月1日に新入学準備金を支給するというふうに、全国的に子供の貧困に取り組むために、各自治体が工夫を凝らしてこういうふうなされてるところもあるので、ぜひ、本町でも、そのような前向きな姿勢

で、もう一度取り組んでいただくことは可能だと、私は思うんですが、教育長、再度、お伺いさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 1番議員さんの再々質問に答弁いたします。

今ほど、道内外の各自治体の方の事例について、ご意見いただきました。

その中で、そこそこの市町村においてですね、私が先ほど答弁いたしましたように、社会福祉協議会あたりに、そういう本町のようなそういう貸付制度があるのかどうかということも比較しなければならないでしょうし、また、対象者の数ですとか、そういうようなこともあるかと思えます。

そのような中で、私が先ほど答弁いたしましたように、本町の対象者の件数等を考えたときに、今ある社会福祉協議会の制度がせつかくあるのだから、そういうのを有効的にまず使っていただけたらいいのではないかというふうに考えているところでございます。

それと、今のところ考えておりませんと言いましたのは、やはり概算と精算みたいなかたちですね、やっぱり事務の煩雑化といいますか、手間といいますか、そのようなこともございますので、本町の方は今ところそのようなことで、そういう制度をまずは活用していただけたらどうかというふうに考えております。

ただ、今ほど1番議員さんからご意見いただきましたので、また今後、それらの各市町の取組みも参考にして、今後、検討していきたいと思えます。以上、答弁に代えさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、進藤久美子君の一般質問を終わります。

ここで14時10分まで休憩します。

(午後2時00分)

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後2時10分)

---

○議長（長谷川秀樹君） 一般質問を続けます。

次に、2番、杉本初美君。登壇の上、発言願います。

[2番 杉本初美君登壇]

○2番（杉本初美君） 議長のお許しを得ましたので、これから一般質問をさせていただきます。

高齢者の住宅及び安定の促進に向けた住宅施策についてでございます。町長にお伺いいたします。

昨今、高齢者の問題が非常に多く浮上されている世の中になっております。介護の問題、住居の問題、そして、ドライバーの事故の問題。どれも重要、重大なことだけに真摯に受けとめなければいけないと思っております。

全道的に少子高齢化が加速する中、各市町村においても、ニーズに合わせた移住、定住施策に取り組んでおります。我が町も住宅助成や子育て支援施策で転入者の増加を図っております。

しかし、町の人口は、平成2年から平成27年までの25年間で、1,956人が減となり、減少率にしまして約22パーセントとなっています。加速する人口減少に歯止めをかけるには、転出者を抑えることが大きな鍵だと考えられます。本町でも、ひとり暮らしの高齢者が住み慣れたこの町に住み続けたいと思いつつも、利便性を求め我が町を後にする例も少なくありません。

町では、高齢者保健福祉計画において、高齢者の住宅施策の必要性を認めており、サービス付き高齢者住宅の推進を基本方針に掲げている。計画の中では、平成28年度に町内法人による50戸が整備されることとなっていますが、計画の進捗についてお伺いいたします。  
○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、2番議員さんのご質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

最初に質問の中で、この平成2年から27年までの人口減とありましたけども、この中で自然減と社会減というかたちになっておりまして、どうしても自然減の場合は、新十津川高齢化率も高いこともあって、否めないことになってございます。

ただ、近年、定住促進をしていることから、社会減はほとんどプラス、マイナスゼロというような状態になって、定住促進の効果があるということも、いろいろ行政報告などでもお話ししておりますけども、今一度、そのような状態なっているということをご報告をさせていただきたいというふうに思います。

それと、質問の内容にありました、どうしても我が町を後にしなければならないということの例も、私も、担当で調べていただいた内容を確認させていただくと、やはり、新十津川にずっと住み続けたいということで高齢世帯の中で住んでいるわけでありまして、ただ、お子さんが、この新十津川近郊にいないと、どうしても違う市町村にいる関係から、お子さんの近くに行くことが親子の関係だとか、そして、お子さんも親を近くでいろいろ連絡をとれるというようなことから、お子さんの近くに行くということが一番多いのではないかなというふうに考えております。

そういった中で、最初、お子さんのところに一緒に住んでいたり、最初からサ公住に住んでいたいということもありますけれども、そういう実態から今の質問の内容になっていないかなというふうに受けとめさせていただきたいというふうに思います。

それではお答えをさせていただきます。

平成27年から29年度までの計画期間であります第6期の新十津川町高齢者保健福祉計画の策定に当たって、高齢者の在宅生活や在宅医療の推進となりうるサービス付き高齢者住宅を、町内の医療法人の建設計画が確認できたため、1棟50戸を計画に盛り込んだところであります。

昨年、その建設に向けて相談を受けておりましたけれども、近隣市町での建設状況や投資経費である建設費と、その後の経営収支計画などの精査や国が進める地域医療構想における在宅医療と、介護の一連のサービス提供体系の見直しなど、国の動向や北海道の地域医療構想の方向性を見極めざるを得ない状況になってまいりました。

そのようなことから、医療法人の建設計画は、再検討をされている状況になってござい

ます。

その後、国の諮問機関である社会保障審議会において、療育型医療施設を居住空間と医療機関に併設して、住居と医療が円滑に提供できる施設形態へ転換する案などが出されている状況もあり、今後の国の動向を押さえながら進めることが必要となりますので、現時点では、計画をしていた医療法人も、より最善の経営を図る必要があることから、前へ進めない、いわゆる、足踏み状態ということになってございます。

このことから、医療法人において今後の国の制度設計の動きを見ながら、再度、どうあるべきかを検討されたその結果を踏まえて、次期新十津川町高齢者保健福祉計画期間であります平成30年度から平成32年度までの間に、施設整備計画として検討してまいることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 2番議員、再質問ございますか。

はい、再質問を許します。

○2番（杉本初美君） はい、再質問をさせていただきます。

医療法人の1か所だけじゃなくて、ほかにも民間とか法人とか数あると思うんですけども、行政の方は、ほかに声掛けをして、積極的な取組みをなさっていると先ほどおっしゃいましたけれども、そうなりますとですね、医療法人の方には、もう一度確かめてということで見直し計画となりますと、そういう推進をしていますとですね、期間がどんどん伸びていくと思うんです。

それで、高齢者の老後には時間が限られていますので、計画性の薄い計画は、計画とは言えないと思います。

しかし、本町ではですね、計画に基づいて提示されておりますので、早急に対応していただけるというような内容でございましたけれども、期間はいつ頃になるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） はい、答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは、2番議員さんの再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、先ほど答弁させていただきました高齢者保健福祉計画、これが、30年度から次の計画の期間になります。それで、町内の医療法人としては、来年度の平成29年度までには、そのサ公住の計画は、当初予定していたけれども、次の国の動向を見極めながら判断しなければならないことから、30年以降の計画に載せるかどうかということのを再検討をしているところであります。

それで、その再検討の内容も、先ほどこの計画中でも申し上げましたとおり、一棟50戸ということでお話ししましたけれども、それが、一棟50戸なのか、もう少し小さい規模になるのか、さらには、その医療施設の中に組み入れた、そういう施設整備なるのか、はたまた、いろんな医療制度の改革をみながら収支計画が成り立たなくて、残念ながら見送りになるのかということもないわけではありません。

そういうことを一度、しっかりとした今の医療制度改革の動向、近隣の動向を見極めながら判断をするときには、しっかりとした経営計画を持って進めていきたいということがありますので、今、早急にサ公住を建設するというにはなっていない状況を、改めて

報告をさせていただきたいというふうに思います。

今後の動向を見極めて、しっかり判断をして、きっと30年度からの計画になりますから、平成29年度中にこの医療法人からの意向を踏まえて、高齢者の福祉計画、次の福祉計画に計上するかどうかということが決定をするということになります。

それから、今は町内にある医療法人というかたちの中で進めさせていただいております。町として、町内に医療法人がありますから、その医療法人を基本的に考えなければならぬというふうに思っておりますので、ほかの市や町の医療法人を新十津川に誘致をするだとか、そういうことは現時点では予定をしていない。そのことを関連して、質問の答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

再々質問ですか、代替案というか提言というか、いいですか。

はい、それでは再々質問どうぞ。

○2番（杉本初美君） 再々質問じゃございませんけれども、今どうなっているか分からないという状況でございます。この広い大地で、また、財源豊かな本町でありますけれども、高齢者が老後の不安を抱えることなく、最期を遂げるまで、安心して過ごし続けたいという町民の願いに向き合える対策、支える施策、また、ニーズに応じた多様な住まいの確保という基本方針に則って、そのビジョンを、生涯のふるさととして高齢者が老後住み続けられる場所を一刻も早く計画させていただきたいと思っております。期待しています。ありがとうございました。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、以上で、杉本初美君の一般質問を終わります。

次に、5番、白石昇君。登壇の上、発言願います。

〔5番 白石昇君登壇〕

○5番（白石昇君） 議長のお許しをいただきましたので、平成29年度産米の生産目標数量を受けて、今後の本町農業に対する取組みについてを質問いたしたいと思っております。

過日、平成29年度生産目標配分ということで新聞に報道されたわけではありますが、そのことについて、少し質問をしたいと思っております。

来年度の転作に関わる目標数量でございますが、28年度は743万トンということでありました。それに対して8万トン少なくなる、735万トンという目標の数量が決定をされました。これは、全国数量であり、今後、これが道、市、町村に配布されるのはまだ先のことだと思っております。

私は、減反政策が昭和43年に始まってから、約50年近くに及ぶその間に、例えば、ガットウルグアイランドだとか、ミニマムアクセスだとか、エスビーエスだとか、諸外国の自由化の波に少しずつ押し流されて一部自由化になり、そしてまた今年度は、販売元に調整金が支払われていたと。その調整金が、価格の調整に使われていたという目的外の調整に使われていたということが、つい最近報道されたばかりであります。

このことは、あえて申し上げれば、国内産のお米の価格をダンピングするという、そのことにもつながったのではないかなと思って、ちょっとがっかりしたというか、そういうダメージを受けた、そういうことは、私ばかりではないのではないかなと思っております。

こうした中で、北海道の本年度の目標数量は、数量的には545万トンということで、本年度はそうです。それから29年度は、それを受けて535.6万トンとあって9.34万トンの減

少になります。このことは、全国の72.89パーセントが北海道に配分をされるということになっております。

ほかの他府県の増加というか、生産目標量減少は0.97万トンということで、すべてが、ほとんどが北海道に配分されるという、そういうことであります。それだけ、最近はある意味では北海道のお米の生産、そして、人気、そういうことも反映してのことか、半分嬉しいような半分悲しいような、そんな数字が配分をされました。

今後、この面積を消化していく上で、それから、今後の農業に対して同じような取組みをするのか、あるいは、もう少し視点の変わった、どんどんどんどん消費量が減っていく中で新しい取組みを町を挙げて取り組むと、あるいは、J A、町と一体化したかたちの中で取り組むというような、そういう新しい方向性とか、そういう何か希望の持てる施策がありましたらお聞かせ願いたいと、そのように思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） それでは、5番議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

5番議員さんからもお話しありましたとおり、国の減反政策というのは約50年近く進められており、米の作付が減少となり、平成16年度からは、昨年の都道府県ごとに生産数量を割り付ける方式に移行するとともに、米から小麦やそば等、転作作物への方向転換がなされてきております。

本町においては、生産調整により生産数量を守る中で作付けを行ってきたところでありますが、近年、国は米の過剰在庫解消と米価安定のため交付金を手厚くすることで、作付の転換に力を入れてきました。

これにより、全国的に主食用米から飼料用米への転換が進み、空知管内でも南空知では、飼料用米の作付けが広がり、大幅に主食用米の作付けが減少となっております。

しかし、本町においては、主食用米作付けを維持し拡大するため、空知管内の受け手として、昨年は200ヘクタール、今年は150ヘクタールの主食用米面積を引き受け、毎年3,500ヘクタール以上の作付けを行い、約30万俵の良質、良食味米を生産しており、作付面積は、北海道で5番目の面積を誇ります。

品質の向上の取組みについても、北大和地区の特別栽培米、イエスクリーン米など良質かつ安全安心な米の生産も行われているところであります。

また、ピンネ農協では、今年から首都圏に20以上の店舗のある京王ストアに、ピンネ農協指定と印刷された米袋を使用したゆめぴりかを販売し、需要ニーズに対応しながら、都会の方にも広く食されるように取り組んでいますし、ブランド化推進協議会では、今年度から札幌ドームなど、道内の日本ハムファイターズの主催試合に特別栽培米のゆめぴりかを副賞として提供するなど、積極的に新十津川産米をPRしているところであります。

このように、農業者、農業関係者のたゆまぬ努力と様々な取組みにより、米どころ新十津川の産地形成がなされているところであります。

国による生産数量目標の提示は、平成29年産が最後となり、平成30年産以降は、制度上自由な作付けができ、行政とJ A関係団体が生産数量目標に代わる目安を示すこととなりますが、本町においては、これまでと同様に新たな生産数量目標を遵守しながら、主食用



米の作付けに力を注ぎ、良食味米の生産行っていく方向性は変わりないと考えております。

このことは、新十津川農協の掲げる第6次地域農業振興推進計画の中で、北海道一の米どころピンネを目指してということで、主食用の米をしっかりと作り続けるという計画になっていることと関連をしているということでございます。

今日、営農技術が日々進歩しており、本年3月には、JAピンネ水稻直播研究会が設立され、経営面積の大規模化に対応しうる省力栽培技術確立に向けた取組みがされてございます。

今後、新たな農業技術であるスマート農業やICTを活用した農業技術の導入も進んでいくものと考えており、これら農業技術の進歩は、将来的には荒廃農地の発生防止にも寄与していくものと考えております。

町としましては、現在の農業技術の進歩の過渡期でもありますことから、新しい農業技術の導入について、意欲ある担い手の意見など聞きニーズを把握するとともに、ピンネ農業公社と連携し、農業経営におけるコスト的な課題なども検証しながら、本町の農業に合う農業技術の導入について検討を進めてまいりたいと考えております。

アメリカの販売流通に関しましては、次期アメリカ大統領となるトランプ氏が、TPP不参加を表明をしております。しかしながら、将来的に自由貿易の流れは変わらないと思われまますので、今後も動向を注視しながら、農業関係団体と連携し、基幹産業である農業を守り、持続発展に努めていきたいという考え方を申し上げ、5番議員さんの質問の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

はい、5番、白石昇君。

○5番（白石昇君） それでは、再質問ということですが、再質問という項目に当てはまるかどうかは別として、実は、12月7日の全国農業共済新聞の中に、29年度あるいは30年度の新しい取組みに向けての基本構想が発表されております。この中で少し質問させていただきたいと思っております。

実は、12月7日の農業共済新聞に、新たな農業改革方針という見出しで、向上するか農業所得と題して報道されております。中身については12項目プラス1を加えた13項目となっており、農林水産地域活力創生プランに取り組み、安倍総理大臣が農業者の自由な経営展開や農業者では解決できない恒常的な問題を解決していくというかたちの中で、未来に挑戦する皆さんを全力で応援しますという見出しで発表されております。

その中で少し拾って、お話をしていきたいと思っております。

注目すべき施策のことは、農薬、機械、種子、飼料などの法の制度の点検と見直しということで、種子について、主要農作物種子法の廃止をするということになっております。この中身については、まだ発表されていないから分かりませんが、種子法の廃止をするということは、多分、種子の自由化ということも含まさっているのではないかなと思っております。

それから、全農の販売事業の見直しということで、実需者、消費者への直接販売を基本にすると。年次計画を立てて、従来の委託販売から買い取り販売に転換すると明記されております。このことは、従来、お米もそうですけれども、委託販売ということで、お米については、1年間の共計品というかたちの中で販売をされております。それが、実質的に

は一元化した買い取りの中で直接払いをしていくという方に変えていきなさいという、これは多分、指導方針だと思いますけど、そうなっております。

実は、私は、お米の消費税のことについて、消費税が3パーセント導入されたときから消費税額のとり方について、いつもこう疑問に思っていて、私が幹事の時代に1年間かけて計算し、監査委員と検討したことございます。

そうすると、3パーセントを逆算していくと、お米の単価が現在の日本のレートにない何円何銭という価格になるわけなんです。これはどう見ても3パーセントという消費税の出し方が出てこないわけです。消費税が導入されたとき、1年間だけ外税で消費税を受けたわけなんです。2年目からは内税というかたちの中で、それで何度か質問した中で、全共計だから、価格の取りようがないからこういうふうにはせざるを得ないんだということで、税制を今のようなかたちの中に進めているんだという説明でございました。

こういうことが、あるいは解消されるんでないかなと、そんなことも思っております。

それから農業者の人材強化では、農業大学の専門職業大学と、これは仮称ということでございますが、営農をしながら経営を学ぶ農業経営塾と、この二つの柱が示されております。

実際に農業に従事しながら、新たな農業を学んでいけるそういう仕組みを作るということで、これは実現したら本当に素晴らしいことではないかなと思っております。

それから、新規就農者に対しては、農業次世代人材投資資金。これは、まだ仮称だと思いますけど、そういうことに改めて支援をします。それで、新規就農者にとっては、資金の調達が非常に難しく、なかなか新規就農に踏み込めないという、そういう部分をこういうかたちの中で制度としてクリアしていきたいという、そういうことで、できれば非常によいことではないかなとそのように思っております。

それから、その他輸出産業戦略的に…

○議長（長谷川秀樹君） 5番議員、再質問の町長に対する本題に入っていたらと思っております。

○5番（白石昇君） はい、もう少しです。

それで、輸出産業の整備に日本産農産物食品のブランディングやプロモーション輸出産業への取組みを進めるといふ、そういうことが書かれております。

以上、主なところでございますが、最後に共済制度の取組みも変えていくと。そして、今までの共済組合を主軸にした共済制度の変革をするということもうたっております。

それで、こうした制度が実際にもうすぐ導入されるということで、新年度の予算と法制度が整備されれば現場におりてくると思います。

そうした中で、こういう取組みを我が町で少しでも農業を進める、そういうかたちの中で積極的に取り組んでいただくといふ、そういう考え方が当然あると思いますけれども、その決意のほどを少しお伺いをしたいと、そういうことでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） はい。今ほど、今日の全国農業共済新聞に掲載されていた29年度以降の基本構想から見出した、将来、いわゆる、もうかる農業に導くためのいろんな施策、

国の提案、構想についてお話があったかと思えます。

いずれにしても、この制度改革については、大きな変革点でありますから、農協もいろいろ賛同できない部分もあったりですね、農業関係機関とともに、いろんな反対要請もしている状態になっておりますけども、その動きについてはしっかり見極めながら、ちゃんと対応していきたいというふうに思っています。

反対をしていくものは、農業を基幹とする町として、町としても反対をしていく、そして、この基幹産業を農業とする町を、先ほども答弁させていただいたとおり、持続可能にしていくと、これが私の責任だというふうに考えております。

いろいろ消費税の取組み等については、ちょっと答弁は控えさせていただきますけれども、営農しながら学んでいく、そういう仕組みができれば、私も非常によいと思えますし、本町には新規就農技術習得センターがあり、今、指定管理者で農協が指定管理者受けてやっていただいております。そういった中で、今、新規就農者もそこでトマト栽培の技術を習得しながら、農家の就農に向けて鋭意努力をして前進をしている方もいらっしゃいますから、まさにこれと同じような取組みをしているということで受けとめさせていただき、こういうことが、国も支援をして、町、農協、農業公社と連携しながら新十津川の中でもしっかり継続できる、そういったものを今後も続けていきたいと思っておりますし、さらには、新規就農者の支援という部分でも、農業公社の中でしっかり新規就農者の支援制度もありますし、そういった支援をしながらしっかり新規就農者が自立できるような、そういう体制もありますので、さらにそういったものがより拡充されて良い状態になっていくのではないかなというふうに、今、ちょっと内容を細かく私、認識してない部分もありますけれども、新規就農者については、これから新十津川の美田、そして、これまでの期間126年間守り続けてきたこの農地を、将来共にしっかり守ってきたいというふうに考えておりますから、いろんな新規就農者なり、規模拡大なり、先ほど言ったICTなり、さらには、6次産業の継続、新十津川の中でもいろんな農協の進める振興作物やら、独自にいろんな農作物を進めている農家がいらっしゃいますから、そういった裾野が広がっていくことも期待をしたいというふうに思っておりますので、今ある農業者そのものが、いわゆる基盤であり、農地もその根底にあると思っておりますので、そういったものをしっかり将来ともに基幹産業であるこの主食、米を、まず大事にしながら、そして、新十津川の米が高く売れるように農協も鋭意努力している状態になっております。

先ほども言った、東京での進出というのは、そういう努力のたまもの一つであるというふうに、私はとらまえておりますから、農業関係機関と共に連携して、町としても、しっかりそのことを継続していけるように、支援をしていきたいと考えていることを申し上げ、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

それでは、以上で、白石昇君の一般質問を終わります。

次に、8番、青田良一君。登壇の上、発言願います。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） それでは、教育長に2問ほど質問させていただきたいと思えます。

病気を患いまして、発音が正確に届くかどうかちょっと不安視されてますんで、できるだけ短くしゃべりますので、教育長の方は長く答弁していただいて結構と思えます。

一つはですね、学習指導要領の部分なんですけども、普通の人達といますか、生きている人達といますか、あまり馴染みのない言葉で、これに関係するといったら学校の先生ぐらいかなというふうに思うんですけども、実は、大事なものだと思うんです。

沖縄で学んでも、北海道で学んでも、その学ぶべきことを将来を見据えたかたちで考えて、それが示されたものが学習指導要領というふうに理解していいのではないかなと思います。

今、次期の学習指導要領の改定を視野に入れた、実は、中央教育審議会というところが、国の文部科学省の諮問機関としてありまして、そこで実は議論されているんですね。これはネット等で見ることが出来ますので、興味関心のある方は、膨大な量ですけども覗いていただければ結構だと思います。

そこで、柱の3点、実は大きく掲げています。やさしい言葉を選んできました。

「何ができるようになるか」、「何を学ぶのか」、「どのように学ぶのか」というふうな観点で、次期の学習指導要領の改訂に向けた議論がなされています。

その中の二つ目に、「何を学ぶのか」という項目の中に、実は、小学校の高学年で英語の時間がきちっと位置づけられるようになるというふうなことがこの審議会の中で、そういう見通しで動いております。

今も、実は小学校で英語、細々といますか、実験的にといますか、やってらっしゃると思いますけども、そういったかたちを受けて本格的な授業というかたちで改定されていくんだと思うんですね。

なぜ、小学校に英語が入ってくるのか、「何を学ぶか」という部分のその「何」という部分を、教育長はどう考えていらっしゃるかということなんですけども、私は、前から言っているように、これからの日本人は国際社会の中で生きていかなきゃならないという、そういう人材を育てるのが教育だろうというふうに思っておりますから、いろんな角度の中で、もっと英語教育を真剣にやるべきだということをお話しさせていただきました。

現実的に国内企業の中でも、すべて仕事は英語でという会社がもう何店舗も出来て、そういうかたちで実際にやっています。

ですから、僕たちの世代じゃなくて、これから次の世代を生きる子供たちにとっては、ぜひ、必要項目であって、普通に会話できるようになって、そして、社会に入っていくことが望ましいんだと思います。

実は、この中央教育審議会の方でも、難しい言葉で書いてありますけども、そういう日本人を育成していくことは必要だよということで、実は、この中にそういうものが計画されているんだと思います。

ですから私は、久保田教育長にですね、こういった時代背景をもっと先取りするようなかたちで、本格的に小学校の中にこの学習指導要領が下りてくる前に実施をしてはいかかなというふうなことを考えているところでございます。

具体的には、小学校の先生は基本的に英語の免許は持っていないんですね。教える必要なかったから。それを、今もう多分研修しているはずですね。英語をどうやって教えていくかという研修をしてると思いますけどね。

その中でやはり気になるのは、子供の数が減ってますから、与えられる先生の数も制限されるということです。その中に英語をきちっと教えられる先生を確保するというのは、こ

れもまた教育長の務めとして大事なことなんですね。それを、道教委からいただけるようにするか、町単独で雇うか、いろんな方法があると思うんですけども、そういうもろもろのことをしっかり今の時期から体制を作って、関係父母にも、この子達は将来、こういう社会の中で生きていくためにこういうことをするんですよということをきちっと訴えるようなかたちでやっていただければ、私はありがたいなと思います。

中央で行われていることを、町村に持ち込むなどというふうに言われるかもしれませんが、これは非常に大きな問題だし、大事な問題だし、町の子供を育てるという姿勢にも結びついてくると思われますので、この場で教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） 8番議員さんのご質問に答えます。

平成32年度から新学習指導要領が全面実施され、5年生、6年生が外国語の教科で年間70時間、3、4年生が外国語活動で年間35時間となる見込みで、全体の授業時数で見ますと、それぞれの学年で年間35時間増となる予定になっております。

現在の改定までのスケジュールでございますけども、今年度末に新学習指導要領が示され、平成29年度が周知徹底期間、平成30年度に教科書検定、平成31年度に教科書採択というふうになってございます。

8番議員さんのご質問の外国語教科の先行実施についてでございますけども、現在のところ新学習指導要領が示されておらず、「何を学ぶか」という部分ではですね、はっきりと見えてきてないのが現状でございます。

しかしながら、新しい時代に向けての小学校の外国語教育の必要性、あるいは、グローバル化に向けた教職員の英語指導力の向上を図らなければならないということは、私も、8番議員さんと同じ考えでございます。

本町の取組みを申しますと、過年度におきましても、中学校教諭が小学校への乗り入れ授業で外国語の授業を行っており、今年度も教育振興会等で協議を重ね、小学校での中学校教諭乗り入れによる外国語授業を、今年度中に予定しているところでございます。

また、教職員の指導力向上については、今年度から道教委の方で実採用になった英語指導力向上研修に、本町の小学校教諭1名を3日間率先して派遣いたしました。

このように、私の考えといたしましては、外国語教育の本格実施までの間、まずは今ほど8番議員さん言われましたように、教員がしっかり教えられるように、資質の向上を図る必要があるというふうに考えております。

ですから今後におきましても、外国語に関する研修へ積極的な参加を導き、また、学級担任が専門性を高める指導、専科指導を行う教員の導入やALTの活用、教材等の整備などの検討を含め、時数が増えたときにどのように時間割編成するかなど、平成32年度の見据えた検討を進め、実施年から円滑に授業が展開できるよう計画的に準備してまいりたいというふうに考えているところでございます。

今ほど8番議員さん言われましたように、国の案の考え方につきましては、情報化、グローバル化など急激な社会的変化の中でも、未来の作り手となるために必要な資質、能力を確実に備えることができる学校教育を実現するという文部科学省の方針案の下、小学

校5、6年生の高学年においては、自分の好きなものや家族の一日の生活などについて、友達に質問したり、質問に答えたりできるようになると、それから、小学校中学年においては、外国語を通じて言語やその背景にある文化の多様性を尊重し、相手に配慮しながら聞いたり、話したりすることを中心にしたコミュニケーション能力の素地を養うというような案が示されているのは、私も認識してるところでございます。

以上、答弁に代えさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。再質問。

はい、再質問を許します。

青田良一君。

○8番（青田良一君） 現実の中でお答えいただいた部分、そういうことなんだろうと思いますけども、ちょっと名前出して恐縮ですけども、森紫朗さんという教育長がおられました。あの人は、今、言ったような先取りするとか、そういうその臭覚的なものがありまして、変な話だったんですけども、ものすごい高いコンピュータをドンと一番先に入れたんですよ、中学校に。

それはなぜかと言ったら、ご存じのようにね、必ずこういう社会が来るということで、早くにやっていたら子供のために身にならないよっていう考え方なんです。今、私が言っているのは、まさにそのとおりなんですよね。久保田教育長は、のんびりしたようなことをおっしゃってましたけども、もっともっと早くやって、実際に役立つ人間形成の上で、新十津川が貢献できるような体制作りをやっぱりしっかりやるべきだというふうに思っ、実は、こうやってもの申し上げています。

そのために何回も言いますけども、やはり学校の環境を変えてやらなかったら、先生方から部活の負担をなくすとか、いろんな意味で楽にしてやって、もうちょっとこういうものを一生懸命学んだりなんたりできるようにしてなかったら。

それで30年、30年とおっしゃいましたが、今の人口の動態からいったら、まだ子供減るんですよ。そしたら、先生方また減らされますよ。そういう中でどうやって、実数を確保していくのかというのは、やっぱり将来の展望をにらんだ中で、きちっと計画を立ててそれに対応するという姿勢が、私は、必要でないかなと思います。

同じ答えになるかもしれませんが、もう一度、教育長、やっぱりのんびりではなくで、もうちょっとスピードアップできないかどうかについて、お考えをちょっとお聞きして、質問とさせていただきますと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 8番議員さんの再質問に答えます。

新年度におきましては、それぞれ各学年小学校余剰時間というものもございます。そのような中で、それぞれの学年によって時数も違うんですけども、そのような中で余剰時間をなるべく英語に増やせるように検討していきたいと。

そうなるもまたほかの教科の関係もあるんですけど、そのようなことで英語に関しましては、英語教育につきましては、指導者の教員の確保等も含めて、前向きに余剰時間の活用だとか、学校と協議を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

決して、のんびりという考え方はございませんので、その辺はご理解の方お願いいたし

ます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

はい、それでは次の質問。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） それでは次の質問、また、恐縮ですけれども教育長にということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど、西内さんの方から、高齢者の件について町長に質問がありました。町長、お答えになりました。まさに、私は、そのとおりで思っています。

目がだめになってきました、反射神経が鈍くなってきました、本当にそう思っています。だから、自分ではもう高齢者だという意識をして、なるべく夜は運転しないようにしています。それと、子供の通る時間帯も運転しないようにしています。自信が持てないからです。

というなことで、このような考え方でドライブしないで、不幸にも高齢者の方が子供の中に突っ込んで、子供たちを死亡させたというような事件事故のニュースが飛び込んできます。本当に残念ですし、被害者も加害者も大変なことだろうというふうに思ひます。

こういうことは、実は、うちの町でも起こりうることだというふうな自覚をするべきだと、私思っています。実際に高齢者が増えているわけですから、高齢者がすべて安全運転に徹しているというふうなことを言えないんだらうと思ひます。やはり、いつまでたっても若い、自分は大丈夫だというお気持ちで運転なさる方も少なくないのではないだらうかと思ひます。

そうなってくると、登下校の子供たちをこういった事故から守るためにはどうしたらいいかということだと思ひますけれども、簡単に言えば、車の通らない道を通学路としてきちっと作ってあげればいいんだらうと思ひますけど、そんなことはできないわけでありまして、やはり可能な限り、大人達がいろんな角度から物を考えて、安全対策をしてやるということが大事なんではないかなと思ひます。

それで、こういった新聞記事、あるいは、テレビ等の報道を見て、私は、自分の町の子供たちが大丈夫なのかなということ、実は、通学路を3日だったか4日だったか、ちょっと暗くなってから歩いてみたんですよ。みどりとか橋本の方は、参考までに行ってませんので。こちら側だけ歩いてみました。

そして、気がついたことがあるんですけれども、暗くなってから歩きましたので、灯りを道路に向かって照らしてくれるんですけれども、歩道と車道の間上手に建ってて、歩道側を照らしている物と車道側を照らしているのがあるのですよね。歩道の外側の方にあつて、歩道も車道も照らしているのもあります。いろんな形の照明があるということに、実は気がつきました。

タケダさんから中学校へ行く道道、かわいそうなことに、あそこはフキの像が描かれたこういう形の照明器具がついてるんですけれども、大分切れてます。もう、両方ともついてないところ何箇所もあります。あれは大人の責任だと、私思ひますよね。あれが道道だとか、国道だとかという言い訳は子供には通じないんです。子供は、あそこを通過して通学するわけですから。それも、いわゆる安全を守るための大事なことだと思ひますよ。

ずっと見ていただきたいと思ひます、まず切れてますから。切れてるのか、止めてるの

か、ちょっと分かりませんが、暗くなっています。あれでは、子供たちの信頼は得られないと思います。

それで私、聞いたんです中学生にね。「これどうして電気ついてないの」と。「おじさん、ずっと前からついてないよ」という話なんです。

だから、子供に、私は謝りました。「すいません」と、「今、きっとよそのおじさん直してくれると思いますよ、言っときますから」と言っておきました。

本当にそのぐらい言わなかったら、子供たちかわいそうですよ。ものを言わないというか、そういう実態になってるということに対して、やっぱりおかしいと思いますね。

それで、青葉の方も歩きました。メインである道路は明るいですけれども、いわゆる防犯灯と言われているようなやつは、子供の歩いているところの照度をもっと上げてやるべきだと、私は思うんですよね。

それは、教育委員会がやるのか、町長部局の人がやるのか、私分かりませんが、ここで提案したように、一つの組織を作って、もう一度、子供たちの通学路を点検してですね、その上で照明の明るさをどうしたらいいとか、この前も言ったんですけども、ドライバーのための一時停止とか速度制限のやつ、いっぱいかすれて見えなくなっているやつ、街の中にあるんですよ。この間も申し上げたけれども、全然、うちの前も直っていない。日に焼けて見えなくなっているのですよ。ああいうのをそのままにしておいて、ドライバーにだけ速度制限とか安全を守ってくださいと言うよりも、そういうものを含めて全部点検して欲しいなど、私は思うんですよね。

ですからもう一度、子供たちの、特にこれから下校時ですね、下校時の暗くなったときに、本当に安全性が確保されているのかどうかということ、私は、ぜひ、教育長という立場で、その辺のところの点検をやって、そして、安心して登下校ができるようなかたちになってくればいいかなと思います。

それで、文書に書いたのはこういうことです。

子供たちに安全な通学路を提供するという事は、信号機の設置が適切かどうか、歩道の幅がもうできないのかどうか、あるいは、歩道の除雪、今よりももっと丁寧にできないのか、それから、子供たちを車両の交通量の少ない道路、そういった部分を通学路とするような配慮というか、工夫はできないのか、そして、道路の照明器具、これを、いろんな役割があるんだと思うんですけども、子供たちが通学路として使っているところの照度を、もう少し上げてやってはいかがでしょうかと、私は思います。

さらに、ドライバーの方々の啓発用の一時停止だとか、40キロ制限だとか、ここは、子供が通るんですよとか、そういった標識のかすれたようなやつがあったら、やっぱり新しいやつに直してやって欲しいなど。

そういった全体的なことの協議する場を、やっぱり作ってやって点検しなかったらだめかなというふうなことから、ぜひ、これに書いてあるように、協議会的なものを作って、ひとついろんな角度から、子供たちの安全を守るための協議をやっていただけないかというのが最後の質問でございます。お願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕



○教育長（久保田純史君） 8番議員さんの2点目の質問にお答えいたします。

通学路の交通安全確保に向けた取組みにつきましては、平成24年4月に京都府亀岡市で発生した事故を契機といたしまして、同年の7月に本町の教育委員会、学校保護者、道路管理者及び警察が連携を図り、緊急合同点検を実施しました。

その際、3か所の危険箇所を確認し、サンクス前の交差点に防護柵を設置していただいたり、交差点における交通指導を実施するなど、危険箇所の解消を図ってまいりました。

現在の通学路の交通安全対策につきましては、学校において毎年調査を実施し、危険箇所の把握に努めているところでございます。地域住民や学校から要望があった際には、関係機関に要望活動を行っております。

まさに、今ほど8番議員さんから、要望、初めて私、聞きましたけども、現在のところそういう具体的な要望はなかったというような状況でございまして、今ほどの8番議員さんの意見は、議員さんの立場、そして、住民の立場から要望があったというふうに受けとめたいというふうに思っております。

また、通勤、通学などの歩行者や自転車が多い路線の安全確保として、町道西1線、南4号交差点の信号機2方向の手押し信号機なんですけども、それを4方向の信号機への変更ができないか。

さらには、国道275号、ちょうど青葉通り、青葉6条通り、それから菊水3条通り交差点の信号機の新設についても、昨年11月に、町長、それから安全・安心推進協会長とともに、私も滝川警察署に要望書を提出して、改善に向けて要望しているところでございます。

また、安全対策といたしましては、安全・安心推進協会や青少年健全育成町民会議などの関係機関の方にも、登下校のパトロールをしていただいたり、教職員も自ら登校時に実施をするなど、地域の協力も得ながら一体となって通学時の安全対策を行っているところでございます。

今ほどいただきましたご意見を踏まえまして、また、いろいろ関係危険箇所、要注意箇所の把握を今一度させていただきます。関係機関と協議の上、安全な通学路、あるいは、先ほど言いましたように、照明が暗いですとか、それぞれ道路管理者は違ってきますけども、国道、道道、町道、管理者それぞれ違いますが、それについても関係機関と現地を検証して、現状を確認の上、関係機関と改善に向けて鋭意努力していきたいと考えているところでございます。以上、8番議員の答弁といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 8番議員よろしいでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） はい、それでは、以上をもちまして、青田良一君の一般質問を終わります。

これより、15時20分まで休憩いたします。

（午後3時08分）

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後3時20分）

---

○議長（長谷川秀樹君） 一般質問を続けます。

次に、4番、小玉博崇君。登壇の上、発言願います。

〔4番 小玉博崇君登壇〕

○4番（小玉博崇君） それでは、議長の指示がございましたので、私の方から一般質問を2点させていただきたいと思います。

まず、質問1点目ですが、教育長に伺いたいと思います。

高等学校等遠距離通学者支援事業の今後の展開についてを伺いたいと思います。

今年度より、遠距離の高等学校等に通う学生の保護者負担軽減を目的に実施した本事業ですが、今年3月の条例制定時には、対象要件である通学費月額1万円を超える条件の中、公共交通機関は問わない、いわば、バスでもよろしいですし、JRであれば普通列車でも特急でも可能であること。また、通学よりも負担の大きな下宿等の学生さん、また、親が車で送迎している方は対象外ということから、不公平感に対する疑問の声があり、反対討論にも至りました。

しかし今後、より良い方向性に向けた検証及び必要な修正をしていくとの答弁を受け、議決に至ったという経緯があります。

12月となり、次年度予算策定の時期を迎えることから、次年度に向けた本事業の協議状況と、より良い方向性に向けた今後の展開をお聞きします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは、4番議員さんのご質問にお答えいたします。

本事業につきましては、今年3月の予算審査特別委員会及び町議会定例会におきまして、議員各位からご意見をいただきました。

ご意見の内容の要旨につきましては、制度目的の子供の教育に係る経済的な負担の軽減を図ることとして、遠距離の高等学校等に通う生徒への通学費の助成については、その目的については理解をしますよと。

しかしながら、滝川市や砂川市などの隣接市町に通う生徒が助成対象とならないのは、公平性に欠けるということの意見が複数あったというふうに認識しております。そのご意見を踏まえまして、今年度助成基準の見直しに向けて、現在、検討を進めているところでございまして、その内容を報告させていただきます。

現在の助成基準は、本町に隣接する市町以外の高等学校等に通学する生徒の保護者を対象としておりまして、滝川又は砂川の駅、又は、バスターミナルから高等学校等までの定期券購入費を月額1万円以上負担している方を対象としておりますが、これを、次のように改正したいというふうに考えております。

1点目は、本町に隣接する市町以外の高等学校に通学するという内容を見直し、どこの市町の高等学校等でも良いこととする。当然、隣接市町の設置してる高等学校も良いこととするというふうに考えております。

2点目として、自宅から滝川又は砂川までの公共交通機関を利用した定期代につきましては、対象外と今までしてございましたが、当然、自宅から公共交通機関を利用した定期代を助成の対象といたく考えているところでございます。

遠距離通学の定義を見直し、自分の自宅から通学に最寄りのバス停から乗る定期券が1

万円を超える方については、すべて対象としたいと考えております。

なお、現在、本町を運行しているのは、公共交通機関としては中央バス、これについては定期券の発行を現在もしているところでございますが、地域公共交通の、いわゆる、乗り合いワゴン、事業主誠和運輸、それから、乗り合いタクシーについては、北星ハイヤーの地域公共交通を利用する場合は、現在としては、定期券の発行というのが行われておりません。

そこで、地域公共交通活性化協議会の事務局である総務課におきまして、現在、先ほど言われました2社の事業主に対して、定期券の発行について可能か否かの協議を進めているところでございます。

なお、両事業主からは、発行に向けて前向きに検討するとの返事をいただいているところでございます。

いずれにいたしましても、地域公共交通の定期券発行に関しましては、来年1月下旬に開催予定されております地域公共交通活性化協議会での承認が必要となります。このような手続きを進め、定期券の発行が可能となれば、来年3月の定例議会において、条例の改正案を上程させていただきたいと考えているところでございます。

なお、新たに助成の対象となる1万円以上の定期券の想定される区間といたしましては、例に出しますと、役場前から滝川工業高校へ通う方。あるいは、弥生区会館前から滝川高校へ通う方。花月市街から滝川西高校へ通う方などが想定されます。

また、3月の委員会、議会で下宿者などへの助成につきましてご意見をいただきましたけれども、これにつきましては、自宅から通学する生徒を対象とするという基本に基づき、またさらには、住民基本台帳法で、住民は、常に、住民としての地位の変更に関する届出を正確に行うように努めることとなっております。居住地に住民票を置くことが基本となっていることから、これにつきましては、助成については考えておらず、自宅から通学する場合に限っての助成ということで考えております。

それから、今ほど、親が車で通う場合というような意見も質問にございましたけど、やはり、本町で現在運行されている公共交通機関の利用促進、利用維持ということ踏まえますと、公共交通機関による定期の発行のみということで、車での送迎等に対する助成は考えていないことも申し添えさしていただき、4番議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 4番議員、再質問ございますか。

はい、再質問を許します。

4番、小玉博崇君。

○4番（小玉博崇君） 今ほど教育長から協議の状況を報告していただき、かなり前向きに協議をしていただいているということが分かりました。

実際には、この事業の今後の展開が具体的に出てきてから、また、議会等で協議をするようなかたちになると思いますが、1点、今、下宿の部分についてですが、これについては、現在のところ対象にしないということでした。

ただ、この点について今一度、この事業を整理して考えてみたいと思いますが、この事業の目的は、子供の教育に関わる経済的負担の軽減だということ捉えております。そして、この助成の対象者というのは、その子供の親であるということ考えたときには、子供の通学、要は、子供の居所というのは、私は、あまり関係ないのではないかなというふ

うに実感するところであります。要は、この目的は、子供の教育に関わる経済的負担ですから、通学費の負担軽減ではないのではないか。通学費の負担というのは、手段ではないかなというふうに考えております。

そういうことを考えますと、我が町の本条例はですね、この対象者は収入要件はないんです。ほかの町の例を見ますと、やはり、結構、非課税世帯とかという収入条件が付していますが、うちの町は、教育に対する思いがやはり強いということから、この収入要件がないという部分では、平等に教育負担の軽減を図るという意味なのかなというふうに理解しておりますが、そういった面を考えると、自宅からの通学ということではなくて、下宿からの通学ももちろん子供の教育に係わる経済負担に係わるのではないかなというふうに考えております。

そういうことから、やはり今一度、この公平性という部分においては、私は欠いていないかなというふうに感じていますが、この公平性についてですね、教育長の考え方を今一度、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 4番議員さんの再質問に答弁いたします。

この事業につきましては、昨年度、総合戦略、いわゆる人口ビジョンという中で、新十津川の人口を維持するというような中で考えてという面でも掲載させていただいております。

その中で、やはり先ほど私言いましたように、新十津川に住んでいただいて通っていただく、住民票のある方。

先ほどの下宿等につきましては、先ほど私の答弁で言わしていただいたように、住民基本台帳法でいくと、例えば、東京ですとか、沖縄だとか、そういう帰省ができない方については住民票を移動するのが原則だと、そのようなことも踏まえた中で、本町は、教育もありますけども、そういう新十津川に住んで通っていただく方を対象とすると、そういう考え方も含んでおります。

その中で、自宅から通うかたちの中でいろいろ学習意欲ですとか、いろんなスポーツで行きたい、芸術で行きたい、看護の道へ行きたい、そういういろんな選択肢を、この空知北学区にはない学校もありますので、そのような中で教育の面で夢や希望を持っていける方は、一応、南は札幌、北は旭川方面まで、あくまでも通学という可能性のある事業にしましょうということで作っているということで、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 今ほどの質疑中での公平感というか、そういった部分ではどういうふうに捉えていますか。

教育長。

○教育長（久保田純史君） はい、公平感ということの中で、あくまでも、その居住ということが原則になりますので、その中で下宿等についても教育は同じでないかということはありませんけども、そこはやっぱり、新十津川に居住していただいている方と、そこで一線区切りをつけさせていただきたいということで、公平感といいますか、その目標やなんか持っているのは下宿やなんかされてる方も当然目標を持って行っているというのは分かりますけども、あくまでも、新十津川に住んでいる方が通うと、事業としては一線区切

らせていただきたいということで、公平かどうかということになると、その目的は下宿やなんかも通学する方も同じなんですよ。そこは、今ほど言ったように、通学するかたちの中でということで区切りをつけさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（長谷川秀樹君） 4番議員よろしいでしょうか。

はい、再質問。

再質問を許します。

○4番（小玉博崇君） はい、今ほど公平性ということですね、要は、子供の教育に関わる経済的負担からみると、やはり公平性を欠くのではないかという、私の質問だったのですが、今、インターネット等で本事業のこういった説明文が載っているんですが、補助の目的等に関しても、やはりその子供の教育に係る経済的な負担ということで、そういうことを考えると、やはり定住促進ということよりは、やはり、先ほどから何回も言いますが、子供の教育に係る経済負担で、対象者は親でありますから、この親の住所が新十津川にないということであれば、これは問題外かなと思います。下宿だろうが、ある意味住所がどこであろうと、新十津川町の親がですね、新十津川に住んでいた子供の教育のためにかかっている負担の軽減という意味では、やはり公平性という意味では、もう一度、これは考えていただきたいなというふうに考えております。

この本条例は、本事業は、先ほどから言ったような子供の教育に係る経済的負担だけではなくてですね、義務教育終了後の、より幅広い高等教育機会の提供であったりとか、それと、総合戦略の一環の事業だというふうにお話がありましたが、その項目は、やはり子育て支援環境の整備というところにあります。

そういう意味では、本事業は、崇高な目的のもと実施されているということから、子供の教育という部分においては、より公平性は重視すべきではないかなというふうに考えております。

より良い方向性に向けた協議を、今一度していただきまして、次年度に向けた取組みに向けた前向きな答弁を、ぜひ、求めたいというふうに思います。

○議長（長谷川秀樹君） 教育長、再度、答弁を求めます。

○教育長（久保田純史君） 今ほどの4番議員さんの再々質問に答弁いたします。

公平性ということになりますと、例えば、私が今、提出しました、今の現行の距離数。あくまでも遠距離通学ということで承認をいただいて、理解をいただいているというふうに判断してます。

遠距離通学での、あくまでも通学というところの考え方で議決いただいていると。その中で、遠距離通学の中でも、要するに、町内で自宅に住んでいて、それで遠距離の方もいるだろうと、そういうようなことも踏まえて、今回、私の今の検討してる案を出させていただいておりますので、そのことで理解というか、私の考え方は、今現在、町内でも隣接市町を対象とした中で公平性を持った改正をしたいと考えているところで、現在のところは同じ答弁になるかもしれませんが、下宿等、居住地変更については、考えていないことを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、次の質問に移っていただきます。

4番、小玉博崇君。

〔4番 小玉博崇君登壇〕

○4番（小玉博崇君） はい、それでは、2番目の質問に移りたいと思います。

2番目の質問は、中央商店街の維持について、町長に伺いたいと思います。

今年10月末日で中央地区商店街の飲食店が、残念ながら一つ閉店しました。中央商店街で宴会や食事を行う場所が少なくなっている中、現在、町の中心街を支えている方々も、これから高齢化が進み、今後、ますます店舗が減少していくことが考えられます。

町としての展望と、商店街維持に向けた取組みを伺いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、4番議員さんからの、私に寄せられた質問にお答えをさせていただきます。

閉店されたお店は、私も、個人的に、また、役場的にも大変お世話になりました。食事だけでなく、多くの方々との親交を深めた思い出多い場所であり、できれば営業を続けていただきたかったと考えている一人であります。

しかしながら、今まで中央商店街の中で営業していただいたことに感謝の気持ちでもいっぱいあります。

また、歴史ある飲食店の一つが閉店したことは、商工関係者にとっても、町にとっても大きな損失であり、大変残念に思っているところであります。

さらには、閉店により影響を受けている別のお店もあるとお聞きしておりますので、これまでと同じような形態での営業は難しいことかもしれませんが、新たなかたちでも営業を行っていただければ、大変ありがたいと思っているところであります。

その際には、町の支援の制度もありますので、範囲の中ではありますが、できる支援はさせていただきますと考えております。

今日、少子高齢化や人口減少の影響、高齢者の問題など、中小企業や商店を取り巻く環境は大変厳しい状況でございますが、商工会においては、スタンプラリー事業やポイントカード事業など付加価値をつけ、魅力ある事業を展開していただいております。

また、商工会に加盟する商店や事業所で取り扱っている品物や業務内容をお知らせをする冊子も現在製作中であり、PRのためのさまざまな取組みを行っていただいております。

町といたしましても、商工業者が継続的に事業を行っていただけるような事業資金保証融資制度、また、拡充いたしました企業振興促進条例、新しく制定いたしました中小企業応援条例などにより、既存の事業者の皆様への支援をさせていただいているところでありまして、このところ少しずつではありますけれども、町内に飲食店を構える動きも出てきております。

事業の拡大や新規事業の取組み、また、新たな企業につきましても対象とし、応援できる制度でありますので、これらの制度を商店街活性化のために、ぜひ、活用していただきたいと思います。

各商店ができること、商工会ができること、そして、行政ができること、それぞれの立場で取り組めることがあると思います。

町といたしましては、従前の支援につきましても継続的に行ってまいりますし、今後は、

総合計画や、まち・ひと・しごと総合戦略に基づき、定住の促進に努め、人口の減少に歯止めをかけることで、基礎的な消費を維持するとともに、商工会からの要望につきましても、十分、事業内容を検討させていただき連携を図りながら、商店街の維持と振興発展に努めてまいりますことを申し上げ、4番議員さんの質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

4番、小玉博崇君。

○4番（小玉博崇君） 先般の総務民生常任委員会で、現在の第5次総合計画の見直しについてご説明がありました。

その中には、町内商工業者の数という部分において数字が載っておりましたが、これについては、総合計画の中においても方針としては減少率の抑制ということで、やはり、数字は減っていくということが前提になっていたかなというふうに思っております。

いわば、止められない現実というのが実際なのかなというふうに感じております。

町の経済的な損失ということで、先ほど、町長からもお話がありました。総務省の統計局の家計消費支出によりますと、北海道の1世帯に関わる平均消費支出は、1か月平均25万円となっています。

この25万円を10月末の本町の世帯数2,968世帯をかけますと、全部、町内で消費するとなれば、1か月あたりに7億4,200万の消費支出があるという状況になっております。

本町は1次産業が基幹産業ということですが、やはり2次産業、3次産業が衰退する中で、せっかく1次産業で得たお金が町外で消費されるという意味を考えますと、町の経済にとっては大きな損失かなというふうに感じております。

これもやはり、今後、お店がなくなるということは、その消費、お金が使えないと、使う場所がなくなるという意味でも、やはり商店街の維持というのは、このまちづくりという意味でも重要な施策になってくるかなというふうに思っております。

町内に店がなくなると、どうしても外での消費が、外でしか消費できなくなってしまう状況、また、子供たちのアンケートの結果なんかを見ても、町の嫌いなどころの1番に挙げられるのが、お店がないというような声も聞きます。

そういったことから、やはり町として、今以上のインパクトある力強い取り組みが必要かと考えますが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） ただ今4番議員から再質問がありましたので、お答えをさせていただきますというふうに思います。

家計消費支出、全戸が本当に町内の商店街で購入できれば、こんなに良いことはないということが今の数字でも明らかであります。

ただ、どうしても本町は、基幹産業農業ということで、自家野菜だとか、そういったものもありますから、買い物消費の支出については少しく控えられている部分もあると思いますけども、仮に控えられていても、この消費が町内で求められれば、非常に大きな金額になり、さらなる商店街が誘致されるのも必然的な数字かというふうに思われますけれども、この新十津川の地の利が良いのか悪いのか、これをどういうふうに言っているのか分

かりませんけれども、滝川、砂川に近い、そして、滝川、砂川にお勤めになってる方も新十津川にお住まいになっているということがあって、どうしてもすべてが新十津川の商店で買い物をするという実態にはなりづらいということも否めない事実たというふうに認識をしております。

ただ、こういう今の数字にあるように、やはり、町内でより買い物ができうるようにしていくためには、先ほども少し申し上げましたけれども、行政でできること、商工会でできること、各商店でできること、それぞれのことがやっていかないと成り立っていかないとというふうに考えております。

やはり行政では、なんぼ最大限発揮しても、その受け皿となる、受け皿という言い方変ですね、それぞれ自主的に一番の入り口となる商店だとか、それをまとめる商工会、そういったものがより町内の方々が、町内の商店街を使える、そして、安心して買い物ができる、気軽に声をかけられるというような、いろんなそういう相乗効果がより高まっていくことによって、そういう町内の消費が高まっていくのではないかなというふうに思います。

そういった状況になることを、町としては念願をしておりますし、そういう状況になりうる商工会などからの要望があった際には、いろいろ連携をしながら支援策だとか、そういうものを講じていきたいというふうに考えておりますけれども、今の段階では、先ほど説明した中小企業の保証融資制度、さらには、応援条例ということで、かなりな範囲の中で支援策を用意をさせていただいたつもりでありますので、そういった現状の条例を有効に活用していただき、そしてまた、細かいものでもこの応援条例の中では拾える内容になっておりますから、そういった商店街のニーズにも答えうる、そういう制度になっておりますから、そういったものを有効に活用していただき、この商店街の活性化、そして、町民が賑わう、そういう体制をとれるように、それぞれの役割の中でしっかり体制を講じていければということをお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

再々質問。

はい、それでは、4番、小玉博崇君。

○4番（小玉博崇君） はい、今、町長から自主的な部分を希望して、それに対しての支援をしていくという答弁がありました。やはり、自主的な部分を望んでいる。やはりこれは、また、右肩下がりのままなのかなというふうに感じるところであります。

商店街の衰退の要因としては、車社会と言われておりますが、しかし、時代は高齢化社会であり、本町も2.5人に1人が65歳という状況が目前となってきております。

先ほどから、ほかの議員の質問にもありまして、免許の自主返納を呼び掛ける中、やはり本町としては、歩いて行けるお店、また、配達してくれるお店というのが、やはり必要になってくるかなというふうに思います。

高齢化の町を支える意味でも、商店街は、今後、大きな役割を担っていく大切な公共の場ではないかなというふうに実感しております。恐らく今後も、お店が閉店していく状況が目前に来ております。閉店してから、そこに来てくれる、また使ってくれる方に助成をしますよというような受け身の姿勢だけではなくて、閉店後の店舗を町としてどう維持するか、引き続き、同業種の店舗維持に向けた取組みやコミュニティースペースとしての取組み、また、町内外の資源に積極的に働きかけるなど、やはり、行政としての積極的な動



きというのは、今後、大事じゃないかなというふうに感じております。

そういった意味で、本町の商店街維持に向けた、町としての基本構想とその構想に向けた計画的な取組みというものが、今後、必要になってくるのではないかとというふうに考えておりますが、町長のお考え方を今一度、お聞きしたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、再々質問にお答えいただきます。

町長。

○町長（熊田義信君） はい、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

今ほど、4番議員が言われたとおり、商店が無くなってからでは、本当に、残念でならないということになりますから、無くなる前にできる限りのそういう体制をとれば一番良いというふうに考えておりますが、仮に、無くなったときに、今ほど言われたように、どのように行政が調整していくのかということになりますけれども、ただ、この青空というのか、その中で調整をしても雲をつかむような感じで調整にはなかなかかなりづらいというふうに考えております。

ただ、挑戦をする、このお店に何かチャレンジをしてやっていく、そういう人がいれば、しっかり町として受けてですね、町の条例だとか、そういう相談だとか、そういったものをさせていただきたいというふうに思いますし、当然、商工会がありますから、商工会とも連携をしながら、そういった町並み、そういったものがうまく構築できるように支援をしていきたいと思っております。

もう一つの商店街の整備計画ということがありますけれども、やはり商店街というのは、新十津川の中にある商店街にはなっておりますけれども、それぞれの個人事業主がいて、それぞれ財産を抱えていたり、それぞれ後継者のあり、なし、そういう問題もあるのも事実でありますけれども、そういった中で、町が相手の財産だとか、店をどうのこうのというかたちにはなかなかかなりづらいのも実態であります。

できれば、そういった実情に理解をしている商工会等で、そういった計画を作って、将来の商店街のあるべきそういう姿、そういうものを出していただければ、今後どのように町と商工会、その商店との結びつきの中で、どういう町並み、中央商店街の中での町民の皆さんが買い物しやすい体制、そういったものを造っていけるのではないかなというふうに考えておりますけれども、行政が主導して個人の商店だとか、そういったかたちの中では、今の町並み整備のある個々の商店の有り様の中では、行政が指導することにはなりづらいということだけ、ご理解してさせていただきたいというふうに思います。

ただ、総合的なショッピングセンターを構築するだとか、なんらかの道路改築によって、そういったものがあつたときには、違ったそういう手立てだとか方法は考えられるというふうに思いますけれども、今の国道の状態だとか道道の状態については、しっかり今の幹線道路として構築されている状態ということを考え合わせていくと、行政が主導してのそういう商店街の整備計画ということにはなりづらく、先ほども繰り返しますけれども、やはり出来得れば商工会なりが中心となってそういうのが出来てくれば、また違った意味の中で協議をさせていただき、将来、持続可能な商店街として、町もいろんな対応をさせていただくことが考えられるということをお願いしまして、答弁になったかどうか分かりませんが、お答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） はい、それでは、以上で小玉博崇君の一般質問を終わります。

それでは最後になります、7番、安中経人君。登壇の上、発言願います。

〔7番 安中経人君登壇〕

○7番（安中経人君） 議長にお許しをいただきましたので、通告どおり質問を行いたいと思います。

教育長にはもう最後ですので、もう少し私に向き合ってください。

教育行政現場における事務の効率化についてということで、このことについて、教育長に、考え方についてただしたいと考え、質問するものであります。

今日の教育行政事務は、住民の要望、あるいは、考え方などから複雑化してきているのが現状であります。加えて、将来に向けて、子供の教育全般について、きめ細かな制度、あるいは、それに見合う法律の制定、改正が矢継ぎ早にされている現状から、教育委員会としての体制のあり方について、私はこの際、抜本的に委員会組織、運営について見直しはどうかと考えているものであります。

その方策として、民でできるものは民で行うことが、将来の体制強化につながるものと考えられるものであります。限られた職員の中で、複雑化している行政事務にその分をしっかりと振り分けて、行政施策に専念していただくことが大切でなかろうかと感じるものであります。具体的には、次の業務について、委託あるいは民営化を進めてはどうかと考えております。

2点ほどあります。

一つは、給食センター運営についてです。今年度から調理員を安定的に確保するなどのため、給食調理業務等を指定管理者として民間業者に委託し、合理化を進めていることを評価するとともに、もう一方、すべての業務委託化するか、あるいは、管理運営を指定管理者に移行させてはどうかということから、余剰職員の確保を図る。

二つ目は、スクールバスの運行についてであります。この業務についても、指定管理者あるいは完全民営化に転換してはどうか。このことによる職員も、政策業務に赴けることから、行政組織力の向上につながると考えるものであります。

以上2点が、今、教育委員会の中で民への移行が可能と見ておりますが、教育長の考えについて伺うものであります。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは、7番議員さんの質問にお答えいたします。

学校給食センターにつきましては、今ほど7番議員さんからご発言ありましたように、今年の4月1日から平成31年3月31日までの3年間、調理員を安定確保するなどの理由により、調理等業務の委託を締結し、民間での調理等を行い、おいしく安全な学校給食の提供に、現在、努めているところでございます。

現在は、現場において食材の業者対応、それから、施設及び調理機器の管理、調理機器の不具合による緊急時対応などが必要となることから、現在、正職員1名体制で施設の管理運営を行っております。

この学校給食センターの調理等業務委託につきましては、今ほど申し上げましたように、今年度から始まったばかりの体制でありますので、当面は、現体制を確固たるものとして

確立していきたいというふうに考えているところでございます。

この3か年の委託業者との契約期間におきまして、現在の職員1人体制あるいは委託体制の改善が必要であれば、3年後の更新時に業務委託内容の見直しの検討を進めていきますが、現在のところは、先ほど申し上げましたように、現体制で確固たる安全で安心な学校給食の提供に努めたいと考えているところでございます。

もう一つの民間移行の検討ということで、スクールバスの運行について、ご質問がございましたが、現在、スクールバスの運行は、正職員2人と臨時職員3名で運行しております。児童生徒の登校下校の運行のほか、プール授業、スキー授業の送迎や小学校の野外学習の送迎あるいは中学校から中学校武道場までの剣道授業の送迎、中体連各種大会の送迎などの運行を行っております。

また、運行ばかりでなく、運行の合間は給食の配送と回収業務を行っておりますし、そのほかに、車両管理や一般事務の業務を行っております。

また、夏休みなどの休業中は、温水プールの送迎ややまびこ学習の送迎などをも行っております。

また、臨時職員におきましても、車両の整備や清掃のほか、夏季間は、教育委員会が所管しております各施設の草刈りなどの管理業務も行っておりますし、冬季間は、教育委員会各施設の除雪などの業務もしていただいております。

このように、たんにスクールバスの運転業務だけではなく、一般事務あるいは施設管理等幅広く業務を行っている状況にございます。

スクールバスの運行につきましては、児童、生徒の安全運行ができるかどうか。それが一番大切だということを第一に考え、そののち、経費面の比較や現在行っている車両管理、一般事務などを踏まえて、業務の効率化など総合的な比較検討が必要となるというふうに考えております。

現行の体制から、業務委託とした場合、運転業務の委託をどうするか、そのほかの業務をどのようにしていくか、民間委託した場合におけるメリット及びデメリットあるいは職員の定年時などの年限などを見据えながら考えていきたいというふうに考えておりますが、行財政改革、さらには、常に簡素で効率的な、私の所掌している教育行政を目指す上では、民間でできるものは民間に委託することが基本であり、ベターだというふうに考えておきまして、可能であれば、スクールバス運行の民間移行を前向きに検討していきたいと考えております。以上、7番議員の答弁といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 7番議員、再質問ございますか。

はい、再質問を認めます。

○7番（安中経人君） ただ今、教育長の考え方が分かりました。特に、学校給食センターの業務については、なるほど、私も質問内容に触れておりましたけども、スタートしたばかりということもあり、契約期間のこともありですね、性急な方針の変更について、まだ1年を要していないことから、私も、教育長の考え方は一定理解したということではありますが、ただ、教育長が言われたとおり、契約期間がまだある中で、さらにどういうことがいいのかというのは常に課題として点検をしながら、常に良い方向に向き合ってくればいかなというふうに考えております。

二つ目のスクールバスの直営については、教育長の答弁の中でも非常に重要な部分、大

切な子供の命を自宅から学校に送るといふそういう使命もあります。その部分が一番大切でなかろうかなと。

しかしながらですね、我々から見ると、じゃあ公共交通機関がどうなんだということも問われてきますし、やはりできることであればそういうことも民営化して、教育委員会職員定数を、業務を外部に委託するなり、民に委託するなりして絞り出して、やはり、今は集中して本来の行政としての業務の政策の立案だとか、そういうものに力を振り絞って、やはり、人の割り振りについて、私は必要でないかと。

そういうことになってくると、民にできるものは民にということで、組織の身を軽くして政策集団として住民に対して効果が最大限発揮できるような政策づくりに専念することが、私は良いんじゃないかなということでございます。

教育委員会によりますと、スクールバスに業務してるもんが、雪はねだとか、草取りだとか、それは勤務中だからやむを得ないにしても、本来業務として何をしているかということもやはりそのことも大切であり、私は最後に教育長が言われたとおり、可能な限り民営化にできるものは民間にしたいという言葉は捉えて、私は、教育長の考えが民営化の方に検討しながらも、できるのはできると、私は判断したわけでございます。

我々は、これからもやはり行政の遂行の中に出してくるものについて、協議の場、いつでも待っておりますんで、そういうことで、もしできるのであればということで、あるいは検討するのであればという時間的なスケジュールも踏まえてですね、再度、やるんなら何時頃だとかというものを伺いたいと思いますが、その辺進める上では、やはり性急に進めるので、時間をかけて我々と協議しなければできない。そして、良いものを作っていくということが大切ですから、早く我々とテーブルについて協議に入るといふことも大切ですから、再度、時間的なスケジュールが頭にあればですね、再度、そのことを伺いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

はい、教育長。

○教育長（久保田純史君） 7番議員さんの再質問に答弁させていただきます。

今ほど、検討する期間なり、内容についての質問でございました。今、ご意見、本議会で一般質問でいただきましたので、今後、今年度、そして、29年度と、実際に事例として他市町村でスクールバスを民間なり、指定管理者でやっているところの実態等を含めた中の、まず、調査研究を進め、また、現在の体制との比較等も含めて研究を進めてまいりたいと思います。

その結論が、民間なり、手法は別として、指定管理者とか、いわゆる、町職員が運行しないという方向になったときについては、そういう結論になったときには、当然、その前に委員会なり議会とも相談させていただきますけど、可能であれば、平成30年度から、そのようなかたちで進めたいというふうに考えております。以上、7番議員の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

再々質問ですか。

はい。

○7番（安中経人君） 今、教育長から、かなり前向きな発言がありましたので、我々委

員会としても、そういう検討の中で提示されるもの待っておりますので、私としては、この質問は、教育長の考えについて了解したと捉えておりますので、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） はい、以上で、安中経人君の一般質問を終わります。  
これもちまして、一般質問を終了いたします。  
暫時休憩いたします。

〈演台撤去〉

（暫時休憩）

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

---

◎委員会報告第5号の上程、報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、委員会報告第5号、庁舎建設特別委員会中間報告についてを議題といたします。

本件につきましては、中間報告書が議長宛に提出されておりますので、庁舎建設特別委員会より報告を求めることにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。  
したがって、庁舎建設特別委員会より報告を求めます。  
庁舎建設特別委員会委員長、笹木正文君。

〔庁舎建設特別委員会委員長 笹木正文君登壇〕

○庁舎建設特別委員会委員長（笹木正文君） それでは、議長のご指示をいただきましたので、庁舎建設特別委員会中間報告について、ご説明をいたします。

お手元に、今、議長が言われましたように配布されております委員会報告第5号、庁舎建設特別委員会中間報告書に基づきまして、説明をいたしたいと思っておりますので、報告書をご覧ください。

庁舎建設特別委員会として、本委員会に付託された案件のうち、特別委員会として決定をした事項がありますので、新十津川町議会会議規則第47条第2項の規定により中間報告をいたします。

本庁舎建設特別委員会は、平成27年発議第4号において設置され、その付議された事案は、新たな役場庁舎建設に求められる機能のあり方並びに庁舎の敷地と一体的な有効活用についての調査であります。

現在までの調査経過は記載のとおりでありまして、これまで、特別委員会を11回開催し、先例として3市町の庁舎を視察してまいりました。

今回、中間報告として提示する事項は大きく2点あります。

まず1点目として、町が策定を進めている新十津川町役場庁舎建設基本構想の現行案について、本特別委員会として賛同すべきというものであります。なお、附帯意見については、別紙に記載をしております。

次に、その基本構想の中で、議会機能として盛り込むべき事項が3件ありまして、1件目として、「町民が気軽に訪れることのできる、明るく親しみやすい議場」、2件目といた

しまして、「誰もが見やすく、聞きやすく、出入りしやすい傍聴席」、3件目といたしましては、「開かれた議会の推進に向けた設備の充実」というふうにていたしております。

この2点につきましては、新庁舎建設の方向性を定める重要なものでありますので、現段階における特別委員会の決定内容について、議員各位に賛同をいただきたく、ここに報告するものであります。

では、1点目の中の基本構想に対する附帯意見について、主な内容の説明を申し上げます。

はじめに、今回、中間報告の内容は、庁舎の建設が基本構想の策定、基本設計、実施設計、建築工事と進んでいくに当たり、基本構想の策定までに関わる調査結果であるということといたします。また、基本構想の調査の視点といたしましては、住民目線の重視、安全性の確保、町の将来像との整合性及び議会機能の充実に主眼を置いたものといたしております。

次に、個別かつ具体的な附帯意見を項目の3番に示してありますが、その中で特に触れておきたい点を列挙いたします。

住民へのきめ細かな情報提供や意見聴取の機会を確保すること。

次に、現庁舎敷地に建設することに関して、浸水リスクを考慮した災害に強い庁舎をつくること。

次に、消防庁舎との合築に際して、大規模な災害時下にあっても防災機能を失わないこと。

次に、将来的に町のすべての部局が集約する可能性を考慮した空間を確保すること。

次に、施工等に関して、町内経済への波及効果を最大限に考慮すること。

最後に、経費縮減の可能性の追求及び自主財源の確保に努めることとあります。

少し雑ぱくな説明というふうになりましたけれども、おわりにとして、今後の基本設計等に当たり、本特別委員会は、町当局からタイムリーな情報の提供をいただきながら、適宜、意見交換等の協議検討を続け、誇りを持って未来につなげる100年庁舎の建設を目指したいという意思を表明し、中間報告の附帯意見とするものであります。

以上、委員会報告第5号、庁舎建設特別委員会の中間報告並びに附帯意見の説明にさせていただきます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 庁舎建設特別委員会委員長の報告が終わりました。

ただ今の委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより委員会報告第5号を採決いたします。

委員会報告第5号について、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会報告第5号、庁舎建設特別委員会中間報告については、委員長報告のとおり決定いたしました。

---

◎日程の変更

○議長（長谷川秀樹君） ここでお諮りいたします。

本日の会議時間でありますけれども、議事の都合により、あらかじめ延長したいと思いますけれども、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしという声が多いので、異議なしとして決定をさせていただきます。

それで本日の会議時間は、延長ということで決定させていただきますので、よろしくお願いたします。

---

◎議案第57号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第57号、新十津川町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第57号、新十津川町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について。

新十津川町農業委員会の委員の定数を定める条例を次のように定める。

提案理由といたしまして、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、農業委員会の委員の定数を定めるため、この条例の全部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては、農業委員会事務局長より説明申し上げますので、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

農業委員会事務局長。

〔農業委員会事務局長 後木満男君登壇〕

○農業委員会事務局長（後木満男君） それでは議案第57号、新十津川町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

今回の改正は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴いまして改正されました、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、新十津川町農業委員会の委員の定数を定める条例を、全部改正するものでございます。

農業委員会等に関する法律の大きな改正といたしましては、農業委員の任命方法等についての改正であり、農業委員は、農業に関する見識を有し、農業委員会が取り組む諸活動を適切に担える者を市町村長が選任し、議会の同意を得て任命するというふうに改正されております。これまでの選挙プラス一部選任という任命方法から、すべて市町村長の選任制というふうになっております。

また、これまでは法の規定によりまして、議会及び農業団体等からの推薦枠の設定がございましたが、これについても廃止となっております。

これら法律の改正を受けまして、農業委員会におきましても、多くの時間をかけて検討いただいたところでありまして、6月23日に農業委員会から町に対し要望書が提出されております。その中では定数については、少なくとも現状維持を基本としていただきたいとの要望内容でございます。

それでは、条文の説明をいたします。

第1条は、本条例の趣旨を定めておりまして、根拠法令であります農業委員会等に関する法律第8条第2項の規定に基づき、委員の定数を定めるとしております。

第2条では、農業委員会の委員の定数を、17人以内とすることとしております。

改正前の条例によりまして農業委員の定数は、選挙による定数が13人のほか、議会から推薦する委員は2名以内という規定となっております。

また、新十津川町農業委員の選任に関する規則で、選任の農業委員としては、推薦団体である農業協同組合、土地改良区及び農業共済組合から各1人ということで、3人の推薦というふうになっておりました。

今回、推薦枠が撤廃されましたことから、定数をまとめて規定することといたしまして、現農業委員の人数を維持する17人以内としております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することとし、第2項では、この条例の施行の際、現に在任する農業委員会の委員の定数は、従前の例によることとしております。

なお、現在の農業委員の任期満了につきましては、平成29年7月19日までとなっております。

以上、内容の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第57号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第58号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第58号、新十津川町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第58号、新十津川町税条例等の一部改正について。

新十津川町税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。



提案理由でございますが、16ページをお開き願いたいと思います。

地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、新十津川町税条例及び新十津川町国民健康保険税条例について所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては、住民課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 中畑晃君登壇〕

○住民課長（中畑晃君） それでは、ただ今上程いただきました議案第58号、新十津川町税条例等の一部を改正する条例について、内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成28年度の税制改正に基づいて行われた地方税法の改正と地方税法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴いまして、本町における税条例及び国民健康保険税条例について所要の改正を行うものでございます。

今回の主な改正点につきましては、本日、配布させていただきました新十津川町税条例等の一部を改正する条例の概要、こちらのペーパーでございますけれども、こちらにお示ししたとおり5点ほどございまして、この概要の方をお目通しいただきたいわけなんですけれども、1点目といたしましては、納税環境の整備。これは延滞金の計算に関して見直しを行うものでございます。

2点目といたしまして、地方法人課税の偏在是正。これは、国税を引き上げて交付税の原資化を図るという代わりに、法人住民税を引き下げるといった内容のものでございます。

3点目といたしまして、軽自動車税の見直し。これについては、自動車取得税の廃止に伴いまして、環境性能割として市町村が課税することとするものでございます。また、グリーン化特例については1年延長する内容となっております。

4点目といたしまして、医療費控除の見直し。これについては、医療用医薬品の代替えとして特定一般医薬品等を購入した場合に、その特定一般医薬品等を控除の対象に加える制度の創設でございます。

最後5点目でございますが、外国居住者に対する課税の特例といたしまして、これは日台民間租税の取決めによるものでございまして、この取決めによって制限される課税できていない部分について取り戻しをするための措置でございます。

これらの改正につきまして、議案書の条文に沿って内容を説明させていただきますので、議案書並びにお手元の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、議案書3ページ、新旧対照表は1ページから始まる第1条から順にご説明申し上げます。

第1条では、新十津川町税条例の一部を次のように改正するといたしまして、条例第18条の3の改正規定は、これまでの軽自動車税を、名称、種別割とするために改正する規定となっております。

第19条の改正規定は、延滞金の計算に関する見直しと環境性能割の創設に伴う条項の整

備となってございます。新旧対照表で申し上げますと1ページ中段から2ページまでとなってございます。

議案書3ページに戻りまして、第34条の4の改正規定、新旧対照表は3ページでございますけれども、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げることになりましたので、これに伴う改正でございます。本町の場合は制限税率を用いておりますので、現行100分の12.1であったものを100分の8.4に改めるものでございます。

第43条に関する改正規定から、議案書5ページ中段までになりますが、第50条までの改正規定につきましては、税額を修正申告などの更正により減額したのちに、追徴が発生した場合の延滞金の計算方法を見直してございます。新旧対照表は3ページから10ページにかけての部分でございます。

議案書5ページ中段に戻りまして、第80条に関する改正規定から始まりまして、議案書8ページ、11行目の第91条までに関する改正規定は、これは先ほどの3点目の関係ですけれども、軽自動車税につきまして、これまでの軽自動車税を種別割ということにいたしまして、自動車取得税が廃止されることよって新たにこれを環境性能割として創設するための規定の整備でございます。税率、徴収の方法、減免規定などがここで定められてございます。

新旧対照表の方は10ページから20ページ、1行目までの部分となっております。

議案書8ページに戻りまして、附則第6条の改正規定でございますけれども、これは先ほどの4点目に該当します。個人の町民税の特例といたしまして、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替えとして、特定一般用医薬品等を購入した場合に医療費控除が受けられるための規定となっております。

新旧対照表は20ページでございます。

続きまして、附則第15条の次に、次の5条を加える改正規定でございますけれども、これにつきましては、環境性能割につきまして当分の間、北海道が賦課徴収することを定めているほか、環境性能割の税率の特例、若干、軽減するようなかたちになっておりますけれども、それと議案書9ページの附則第16条の改正規定では、グリーン化特例として行われている措置について、適用期間を1年延長するということがここで定められてございます。

新旧対照表は20ページから23ページまでとなっております。

議案書10ページに入りまして、附則第20条の2の改正と第20条の次に1条を加える改正規定につきましては、これは先ほどの5点目になりますけれども、町民税の特例といたしまして、特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、これらの額に係る所得を分離課税するための規定整備でございます。これは先ほどもちょっと申し上げましたけれども、日本側の団体と台湾側の団体との間で交わされた租税に関する取決めを、日本国内で実施していくために国内法整備が行われたことによる改正でございます。

新旧対照表は24ページから33ページ上段までとなっております。

続きまして、議案書12ページ下段から始まる第2条についてご説明を申し上げます。

第2条では、新十津川町税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正するとしてございます。

これは、平成26年6月に公布した新十津川町条例第10号の未施行部分について、今回の

改正に伴って改正する必要が生じたことによるものでございます。内容といたしましては、従来の軽自動車税を種別割として課することによる規定の整備でございます。

新旧対照表の方は、33ページ、34ページが第2条に関する内容でございます。文言の整備が中心となっております。

次に、議案書13ページ中段にあります第3条について、ご説明申し上げます。

第3条では、新十津川町税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正するとしております。

これについても同様に、平成27年9月に公布した新十津川町条例第18号の未施行部分について改正する必要が生じたものでございまして、内容といたしましては、今回の第1条で規定する軽自動車税に環境性能割を創設することの影響によりまして、条項名を改めるものでございます。

新旧対照表では、35ページが第3条に関する内容でございます。

次に、同じく議案書13ページにあります第4条について、ご説明申し上げます。

第4条では、新十津川町国民健康保険税条例の一部を次のように改正するとしていたしまして、町民税で分離課税されることとなる特例適用利子等及び特例適用配当等の額につきましては、国民健康保険税の所得割額の算定並びに軽減判定に用いる総所得金額に含めることとするための規定の整備でございます。

新旧対照表では、36ページ、37ページが第4条に関する内容でございます。

次に、議案書に戻りまして14ページにございます附則について、ご説明申し上げます。

附則の第1条では、原則といたしまして、施行の日を平成29年1月1日からといたしまして、その第1号において、法人税割の税率の改正部分及び軽自動車税に関する改正部分については、議案書15ページに入りますが、平成29年4月1日から施行することとしてございます。

なお、これらの改正部分、今、申上げた4月1日の改正部分でございますけれども、グリーン化特例の延長以外の部分については、消費税率の引上げ時期の変更がございまして、施行日が平成31年10月1日まで延期されることとなっております。この改正法律が、今国会で成立いたしまして、先月28日に公布されたばかりという状況でございます。そのためそのことが、この条例には反映されていない状態でございますので、この延期の手續きにつきましては、本年度中に改めて上程させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、第1条第2号では、特定一般用医薬品等を購入した場合の医療費控除の特例に関する部分の規定については、平成30年1月1日からとしているところでございます。

附則第2条では、町民税に関する経過措置といたしまして、延滞金の計算において適用すべき納期限、改正後の法人税割の率が適用となる事業年度、医療費控除や分離課税などに対する適用の時期を明確にするための規定となっております。

附則第3条では、軽自動車税に関する経過措置といたしまして、環境性能割の対象となる車両の取得時期、種別割の適用となる課税年度の時期について明確にするための規定となっております。

附則第4条では、国民健康保険税に関する適用区分といたしまして、所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることとなる特例適用利子等又は特例適用配当等の

適用時期につきまして明確にするための規定となっております。

以上をもちまして、新十津川町税条例等の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第58号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第59号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第59号、平成28年度新十津川町一般会計補正予算第5号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第59号、平成28年度新十津川町一般会計補正予算第5号。

平成28年度新十津川町一般会計補正予算第5号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,016万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億1,959万1千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加は、第3表、地方債補正による。

なお、内容の説明につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました、平成28年度新十津川町一般会計補正予算第5号の内容をご説明申し上げます。

26ページ、27ページをお開き願いたいと思います。歳入歳出予算補正事項別明細書によりまして、補正のある款のみ申し上げます。総括、歳入。

12款、分担金及び負担金。補正額95万6千円、これは、新十津川保育園児童保護者負担金でございます、入園増加見込み10人分の負担金を計上してございます。計6,055万5千円。

14款、国庫支出金。補正額5,137万3千円、この内訳ですが、臨時福祉給付金支給事業

補助金2,635万1千円。それと、現年度発生災害復旧事業国庫負担金2,502万2千円でございます。計3億9,660万4千円。

15款、道支出金。補正額737万4千円、内訳でございますが、民生委員活動費負担金1万9千円。担い手確保・経営強化支援事業補助金625万円。機構集積協力金交付事業補助金110万5千円でございます。計4億8,096万7千円。

16款、財産収入。補正額4,444万4千円、これは、中空知ふるさと市町村圏基金の出資金の返還金でございます。計6,767万3千円。

19款、繰越金。補正額1,662万2千円、これは、平成27年度の繰越金を財源充当するものでございます。計1億4,439万円。

21款、町債。補正額1,940万円、これは、現年度発生林業施設災害復旧事業債でございます。計6億6,564万3千円。

歳入合計、補正額1億4,016万9千円。計61億1,959万1千円。

続きまして、歳出でございます。

2款、総務費。補正額4,500万円、計9億4,792万5千円。財源内訳は、一般財源で4,500万円。

3款、民生費。補正額3,446万2千円、計7億6,205万7千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金2,637万円、その他で95万6千円、一般財源713万6千円でございます。

4款、衛生費。補正額830万5千円、計5億7,532万8千円。財源内訳は、一般財源830万5千円。

6款、農林水産業費。補正額741万2千円、計4億7,842万1千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金735万5千円、一般財源5万7千円。

8款、土木費。補正額253万円、計7億3,349万6千円。財源内訳は、一般財源253万円。

10款、教育費。補正額11万3千円、計4億6,823万1千円。財源内訳は、一般財源11万3千円。

11款、災害復旧費。補正額4,234万7千円、計6,227万円。財源内訳は、特定財源で国道支出金2,502万2千円、地方債1,940万円、一般財源減額の207万5千円。

歳出合計、補正額1億4,016万9千円、計61億1,959万1千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金5,874万7千円、地方債1,940万円、その他95万6千円、一般財源は6,106万6千円でございます。

次に、繰越明許費の説明を申し上げます。

24ページにお戻り願いたいと思います。第2表、繰越明許費。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名、臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業、金額2,449万5千円でございます。これは、来年度4月下旬から給付を行います臨時福祉給付金に係る経費を繰り越すものでございます。

次に、25ページ、隣のページでございます。地方債補正についてご説明申し上げます。

第3表、地方債の補正。これは追加でございます。

起債の目的、現年度発生林業施設災害復旧事業債。限度額1,940万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率5パーセント以内。償還の方法、これは記載のとおりでございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。40ページからになります。

2款1項3目財産管理費。補正額4,500万円、計3億3,993万4千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容を申し上げます。9番、庁舎建設基金積立金4,500万円。これは、庁舎建設基金を積み増すものでございまして、この額につきましては中空知ふるさと市町村圏基金が一部取り崩しとなり、構成市町に返還となりました。この本町分の返還金相当分を庁舎建設基金として、積み立てようとするものでございます。

次に、42ページ、43ページでございます。

3款1項1目社会福祉総務費。補正額2,638万9千円、計1億574万8千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金2,637万円。これは、臨時福祉給付金（経済対策分）の支給事業補助金2,635万1千円。それから、民生委員活動費負担金1万9千円の合計でございます。財源内訳、一般財源1万9千円でございます。内容を申し上げます。11番、民生委員児童委員協議会活動支援事業3万8千円。内容を申し上げます。これは、民生委員との関係経費の道費負担金が、今回、北海道の要綱改正によりまして一部増額となりました。そのことから、本町も一部負担をさせていただきます町費の負担分についても、同様に増額をしようとするものでございます。

15番、臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業2,635万1千円。これは、低所得者に対し消費税引上げによる影響緩和を目的といたしました臨時福祉給付金経済対策分、これの支給事業に係る経費を補正計上するものでございます。

次に、2項1目児童福祉費。補正額807万3千円。計2億829万6千円。財源内訳は、特定財源で、その他95万6千円。これは、新十津川保育園児童保護者負担金でございます。それと一般財源711万7千円でございます。内容を申し上げます。6番、新十津川保育園管理運営事業807万3千円。これは、当初見込んでおりました児童数が、当初より10名程度増加することが見込まれるということでございまして、その保育に関する委託料を補正計上するものでございます。

次に、44ページ、45ページをお開き願いたいと思います。

4款1項1目保健衛生福祉費。補正額830万5千円、計2億8,158万3千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容を申し上げます。3番、後期高齢者医療療養給付費負担金830万5千円。これにつきましては、平成27年度の後期高齢者医療療養給付費負担金、これが確定をいたしまして、その確定に伴う精算分の負担金を補正計上するものでございます。

次に、46ページ、47ページをお開き願いたいと思います。

6款1項2目農業振興費。補正額741万2千円、計3億7,745万3千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金735万5千円。これは、担い手確保・経営強化支援事業、道費でございます625万円。同様に道費で機構集積協力金交付事業補助金110万5千円でございます。一般財源は5万7千円。内容を申し上げます。15番、無人ヘリコプターオペレーター養成事業5万7千円。これにつきましては、本年度無人ヘリコプターのオペレーター免許取得者の助成事業を実施してございますが、当初5名分を見込んでおりましたが、当初より2名取得者が増えたということでございまして、その不足分を補正計上するものでございます。

次22番、担い手確保・経営強化支援事業625万円。これは、国の平成28年度補正予算におきまして、担い手確保・経営強化支援事業で、本町の2名が該当することとなりました。その補助金の交付額を本町において補正計上するものでございます。

次に23番、機構集積協力金交付事業110万5千円。これは、担い手への農地集積及び集約、これを加速するため農地中間管理機構に農地を貸し付けたものに対する補助金がありまして、この交付額を本町において補正計上するものでございます。

次に48ページ、49ページでございます。

8款2項3目橋りょう新設改良費。補正額123万円。計6,933万円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容を申し上げます。1番、橋りょう整備事業123万円。これにつきましては、橋りょう調査に係る点検事業において、調査方法の変更が必要となったということでございまして、その変更に係る増額分を補正計上するものでございます。なお、この変更分につきましては、交付金に該当させるべく、ただ今、要望をしているところでございます。

次に、5項1目住宅管理費。補正額130万円。計5,036万5千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容を申し上げます。1番、公営住宅維持管理事務130万円。これは、公営住宅維持管理修繕が本年度多く発生したということでございまして、修繕料が不足する見込みとなったということから、不足分を補正計上するものでございます。

次に、50ページ、51ページをお開き願いたいと思います。

10款2項1目学校管理費。補正額11万3千円、計2,636万5千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容を申し上げます。4番、教職員健康管理事業11万3千円。これにつきましては、学校職員等のストレスチェックに係る経費、これを補正計上するものでございます。

次に、52ページ、53ページをお開き願いたいと思います。

11款2項2目林業施設現年度災害復旧費。補正額4,234万7千円、計4,777万円。財源内訳、特定財源で国道支出金2,502万2千円。これは現年度発生災害復旧事業国庫負担金2,502万2千円でございます。次に地方債1,940万円。これは、現年度発生林業施設災害復旧事業債でございます。一般財源は減額の207万5千円。内容を申し上げます。1番、林業施設現年度災害復旧事業4,234万7千円。これにつきましては、平成26年5月6日から平成28年8月10日にかけて発生しました北美沢線と学園沢線の地すべり災害による復旧事業経費、これを補正計上するものでございます。

歳出合計補正額1億4,016万9千円、計61億1,959万1千円、財源内訳、特定財源で国道支出金5,874万7千円、地方債1,940万円、その他95万6千円、一般財源6,106万6千円。

以上が、一般会計補正予算の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第59号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、8日は、議案調査のため休会となっております。

9日は、午前10時より開会いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日の本会議はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 5 時09分)



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成28年第4回新十津川町議会定例会

平成28年12月9日（金曜日）

午前10時00分開会

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 委員会報告第6号 総務民生常任委員会審査報告  
（要請第1号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書採択を求める要請）
- 第3 委員会報告第7号 総務民生常任委員会審査報告  
（要請第2号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める要請）
- 第4 委員会報告第8号 総務民生常任委員会審査報告  
（要請第3号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しに当たり、現行制度の継続を求める意見書採択を求める要請）
- 第5 委員会報告第9号 総務民生常任委員会審査報告  
（要請第4号 「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める要請）
- 第6 議案第57号 新十津川町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について  
（質疑、討論及び採決）
- 第7 議案第58号 新十津川町税条例等の一部改正について（質疑、討論及び採決）
- 第8 議案第59号 平成28年度新十津川町一般会計補正予算（第5号）  
（質疑、討論及び採決）
- 第9 議案第60号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
（提案理由並びに内容説明、質疑、討論及び採決）
- 第10 意見書案第4号 大雨災害に関する意見書
- 第11 意見書案第5号 JR北海道への経営支援を求める意見書
- 第12 意見書案第6号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書
- 第13 意見書案第7号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書
- 第14 意見書案第8号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しに当たり、現行制度の継続を求める意見書
- 第15 意見書案第9号 「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書
- 第16 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員（10名）

1番	進	藤	久美子	君	3番	鈴	井	康	裕	君		
4番	小	玉	博	崇	君	5番	白	石	昇	君		
6番	西	内	陽	美	君	7番	安	中	経	人	君	
8番	青	田	良	一	君	9番	長	名	實	君		
10番	笹	木	正	文	君	11番	長	谷	川	秀	樹	君

◎欠席議員（1名）

2番 杉本初美君

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊	田	義	信	君	
副町長	小	林	透	君		
教育長	久	保	田	純	史	君
総務課長	寺	田	佳	正	君	
住民課長	中	畑	晃	君		
会計管理者	谷	口	秀	樹	君	
保健福祉課長	野	崎	勇	治	君	
産業振興課長兼						
農業委員会事務局長	後	木	満	男	君	
建設課長	村	中	忠	夫	君	
教育委員会事務局長	遠	藤	久美子	君		
代表監査委員	山	本	忍	君		

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 高宮正人君

---

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

---

◎議会運営委員会の報告

○議長（長谷川秀樹君） 開議に先立ちまして、定例会の運営について、議会運営委員会の申し合わせ事項がございますので、報告を求めます。

青田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

○議会運営委員長（青田良一君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の報告を申し上げたいと思います。

去る12月7日に議運が開催されました。出席者は記載のとおりでございます。説明員として、小林副町長並びに寺田総務課長にご出席をいただきました。

協議事項でございますけども、（1）平成28年第4回定例会の付議案件について、条例の一部改正1件を追加する旨、総務課長から説明を受けました。

本定例会の冒頭にも申し上げましたけども、国の法律改正に伴いまして、本町の関連する条例の一部改正が必要になりました。この施行月日が1月1日からということでございますので、本議会にですね、議案第60号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正という部分についての提案がなされることになっております。

これにつきましては、定例会の最終日に上程する、本日、上程されることになっておりますので、議員各位のご理解とご審議等についてよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

---

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） ただ今出席している議員は、10名であります。

欠席の申し出は、2番、杉本議員であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、新十津川町議会会議規則により議長より指名いたします。5番、白石昇君。6番、西内陽美君。両君を指名いたします。

---

◎委員会報告第6号の報告、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、委員会報告第6号、総務民生常任委員会審査報告。  
要請第1号、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書採択を求める要請を議題といたします。

本件につきましては、審査結果が議長宛に報告されていますので、所管の総務民生常任委員会から報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長、西内陽美君。

〔総務民生常任委員長 西内陽美君登壇〕

○総務民生常任委員長（西内陽美君） おはようございます。議長のご指示がございましたので、審査報告を申し上げます。

委員会報告第6号、総務民生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記書き、議案等の番号、要請第1号。

件名、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書採択を求める要請でございます。

審査結果、採択すべきもの。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 総務民生常任委員長の審査結果報告を終わります。

本要請の委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより要請第1号を採決いたします。

要請第1号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、要請第1号、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書採択を求める要請は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

#### ◎委員会報告第7号の報告、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、委員会報告第7号、総務民生常任委員会審査報告。

要請第2号、国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める要請を議題といたします。

本件につきましても、審査結果が議長宛に報告されていますので、所管の総務民生常任委員会から報告を求めます。

総務民生常任委員長、西内陽美君。

〔総務民生常任委員長 西内陽美君登壇〕

○総務民生常任委員長（西内陽美君） 議長のご指示により、審査報告を申し上げます。  
委員会報告第7号、総務民生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、新十津川町議会  
会議規則第77条の規定により報告します。

記書き、議案等の番号、要請第2号。

件名、国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める  
要請。

審査結果、採択すべきもの。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 総務民生常任委員長の審査結果報告を終わります。

本要請の委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより要請第2号を採決いたします。

要請第2号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、要請第2号、国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める  
意見書採択を求める要請は、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

---

#### ◎委員会報告第8号の報告、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、委員会報告第8号、総務民生常任委員会審査報告。

要請第3号、高額療養費、後期高齢者の窓口負担の見直しに当たり、現行制度の継続を  
求める意見書採択を求める要請を議題といたします。

本件につきましても、審査結果が議長宛に報告されていますので、所管の総務民生常任  
委員会から報告を求めます。

総務民生常任委員長、西内陽美君。

〔総務民生常任委員長 西内陽美君登壇〕

○総務民生常任委員長（西内陽美君） 議長のご指示により審査報告を申し上げます。

委員会報告第8号、総務民生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、新十津川町議会  
会議規則第77条の規定により報告いたします。

記書き、議案等の番号、要請第3号。

件名、高額療養費、後期高齢者の窓口負担の見直しに当たり、現行制度の継続を求める

意見書採択を求める要請。

審査結果、採択すべきもの。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 総務民生常任委員長の審査結果報告を終わります。  
本要請の委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより要請第3号を採決いたします。  
要請第3号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、要請第3号、高額療養費、後期高齢者の窓口負担の見直しに当たり、現行制度の継続を求める意見書採択を求める要請は、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

---

◎委員会報告第9号の報告、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、委員会報告第9号、総務民生常任委員会審査報告。  
要請第4号、全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める要請を議題といたします。

本件につきましても、審査結果が議長宛に報告されていますので、所管の総務民生常任委員会から報告を求めます。

総務民生常任委員長、西内陽美君。

〔総務民生常任委員長 西内陽美君登壇〕

○総務民生常任委員長（西内陽美君） 議長のご指示により審査報告を申し上げます。  
委員会報告第9号、総務民生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記書き、議案等の番号、要請第4号。

件名、全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める要請。  
審査結果、採択すべきもの。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 総務民生常任委員長の審査結果報告を終わります。  
本要請の委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これから討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより要請第4号を採決いたします。

要請第4号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、要請第4号、全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める要請は、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

---

○議長（長谷川秀樹君） したがいまして、採択と決定いたしました要請第1号から要請第4号までにつきまして、意見書を審議する必要がございます。

議案配付のため、暫時休憩いたします。

〔議案配布〕

〈暫時休憩〉

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

#### ◎日程変更

○議長（長谷川秀樹君） ここで、事務局長より日程の変更を申し上げます。  
議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） それでは、議事日程の変更について申し上げます。  
皆様にお配りしております議事日程表をご覧いただきたく思います。

日程第12の閉会中委員会所管事務調査申出についてを、日程第16とし、日程第11の次に、日程第12として、意見書案第6号、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書。

日程第13として、意見書案第7号、国民健康保険療養費国庫負担金の調整廃止を求める意見書。

日程第14として、意見書案第8号、高額療養費、後期高齢者の窓口負担の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書。

日程第15として、意見書案第9号、全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書を追加していただきまして、ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

---

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6に入る前に、これから提案されます議案第57号から59号の議件につきましては、12月7日の定例本会議において、提案理由並びに内容の説明を終わっております。

よって、直ちに質疑に入りますのでよろしくお願いいたします。



◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第57号、新十津川町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、新十津川町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第58号、新十津川町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） 先日、説明をいただいたんですが、ちょっと文が分かりづらいというか、解釈しづらいんで、もう一度ご説明をお願いしたいと思いますが、3ページの第18条のところで、軽自動車税を種別割ということに改めるとあるんですが、この軽自動車税と言われれば分かるんですけど、ただ種別割って言われたら何のこっちゃって感じがするんで、もう一度、詳しくご説明お願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（中畑晃君） それでは、9番議員さんのご質問にお答えをいたします。

従来、市町村民税の中に軽自動車税というのがあったわけなんですけど、税目は一つだったものですから、これまでは、軽自動車税という名称1本で済んでいたところがございます。軽自動車税に関しましては、購入した際に軽自動車取得税というものが従来から課せられておりまして、これは道税になるわけですけども、購入したときに2パーセントの税率で軽自動車取得税というものを納めていたわけなんですけど、これが、消費税の引上げ、10パーセントに引き上げるといふ際に、軽自動車取得税については、新たに環境性能割という名称に変えまして、これも市町村で集めなさいよということになったわけです。

そこで区別するために、従来の軽自動車税については新たな名称として、種別割という

名称を用いて市町村で集める二つは、これから2種類ということで、一つは、環境性能割という名称のものと種別割というもので、今まで町が徴収していたものは種別割りということで、これまでどおりまた徴収をさせていただくということです。

ただ、環境性能割については、取得の際にだけ徴収されるものでございますので、そのようにご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

はい、9番、長名實。

○9番（長名實君） もう一つ聞きたいんですが、この種別割の中で、例えば、軽自動車の中の種別だと思っておりますが、種別としては、どれぐらいの種別に分かれるものなのか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（中畑晃君） そこで種別割ということの具体的な中身ということでございますけれども、車種は従来と同じで、原付自転車から軽トラック等の、これは今までと全く変わりありません。

なぜ、こんな種別割という名称をつけるかと言いますと、取得の車の登録の時期によって、今ですと平成14年以前のものについては重課税ということで、税率が高くなっております。そのほかに性能に応じて、環境に良い車については、いわゆるグリーンカー特例ということで軽減されているということがございますので、そういった意味で種別割という名称になっているということでご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） はい、お願いします。

ちなみにと言いますか、町民の皆様方に直接29年1月1日から適用されるという内容のもので、ほかのものは消費税率の引上げと連動されているので、先になるかと思っておりますけれども、その延滞金の計算に係る改正というのがありますけれども、今まで、うちの町の中で実際に減額更正されたあとに増額更正をされたという例があったら教えていただきたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（中畑晃君） これまで過去にということですが、古いものについては私も実際のところ調べたわけではございませんけれども、記憶の中では、減額更正後に、また増税になったということは、事例としてはございません。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） まず一つ目ですね、税制の改正という町民に直接関わりのあることとございまして、この周知をどうやってなさるかをひとつお聞きしたいと思います。

もう一つは、医療費控除の見直しということで、医療用医薬品からの代替として特定一般用医薬品等を購入した場合に、医療費の控除受けられると。これでは町民の人は、何を

買ったなら控除されるのかというのがちょっと分からないと、私は思うんですね。

ですから、控除になるものがどういうものなのかということ、もう少し優しく住民に対して情報提供していただかないと、と私は思うんですけども、私もちょっと分からないものですから、今、賛成、反対を言う前に、これがどういうことなのかという部分について、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（中畑晃君） それでは、8番議員さんのまず一つ目のご質問にお答えいたします。

周知をどのようにということでございますけれども、それぞれ施行時期が異なるわけですが、まず一つ目の納税環境の整備、これについては、非常に特殊な案件ということで、減額更正したのちの話なものですから、これについては減額更正する際に説明をいたしたいということで、個別にお知らせをしていきたいというふうに考えております。

それから、2番目の地方法人税の偏在是正ということで、法人税率、法人住民税については軽減されるということでございますけれども、これは、企業物件といいますか、法人向けなものですから、個別にこれも法人向けに案内、併せて、国税の方は引き上げられるということで、トータルでは税率変わらないという内容のものでございますので、これは納税の際に、その機会にご案内できるかと思えます。

それから、3番目の軽自動車税の見直しの関係につきましては、これは消費税率が平成31年10月1日に引き延ばされるという際に、新聞報道等でも関連して情報提供はされてるかと思えますけれども、それまではしばらく変わらないことになりましたので、しかるべき時期に改めて、私どもの力では足りないところもあるかと思えますけれども、報道等も通じて、あるいはメディア等も通じて、いろいろと話題が出されるのかなというふうな思いもしてございます。

それから4番目の医療費の見直しの周知については、実際には30年1月1日現在の住民に対して所得申告をしていただいて、そこで控除を受けるということなんですけれども、購入に関しては29年の1月1日から始まるということで、今、医療機関の方では、薬箱にこれは税の控除対象になりますよということで薬箱にも表示されるように、今、業界の方では動いていただいているようです。

一般的には、薬屋さんの方ではセルフメディケーションという名称で、自分自身で健康維持されてる方が病院にかからず、医療機関でも使っていた効能のある薬を購入するときには、税の控除の対象になりますよということの趣旨なわけなんですけれども、薬局の方にもそういったチラシが、今、配られているということでございますので、購入の際にご案内になることになるのかなということでございます。

薬の種類については、例えば、具体的な名称をここで申し上げていいのかわかりませんが、ロキソニンという頭痛薬がございまして、これは以前、医師でないと処方できなかったものが、今は市販されるようになったというような薬があるわけなんですけれども、そういったふうに、従来、医師しか処方できなかったものが、中にはもう一般薬として薬局で売れるようになったものがありまして、これが対象となってございます。

今、申し上げたとおり、頭痛薬から水虫薬まで本当に大変種類多いわけなんですけれども、

個別には厚生労働省のホームページの方で、名称ごとに、あいうえお順で表示されているという状況ですが、一般の方々については、薬箱に表示されたり、薬局の薬剤師から説明を受けるといった形で広まっていくのかなというふうに考えております。

ただ、この制度ですね、今までの医療控除、病院にかかったときに10万円を超えたら控除が受けられるという制度ございますけども、この制度を使うか、今、制定するセルフメディケーションの控除を受けるか選択制度になっておりまして、ここら辺についても、それぞれご本人がよく考えてやっていただくというようなことで、大変複雑な制度にもございますので、広報でも年明けてから載せる予定してはありますが、やはり、薬局販売店での力に頼るところが大きいのかなというふうに考えているところでございます。

それから、5番目の特例適用利子等については、台湾との協定という云々かんぬんということでございますので、具体的にうちの町では対象にはならないのかなというふうに考えておりますので、こちらについては特に周知ということにはならないかなと思っております。

それから、二つ目の医療セルフメディケーション、医療控除の関係ですけども、これについては、今の中身でちょっと触れさせていただきましたので、おおよそそのような制度だということをご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

もう1点は、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、新十津川町税条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第59号、平成28年度新十津川町一般会計補正予算第5号についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

3番、鈴井康裕君。

○3番（鈴井康裕君） 43ページ、お伺いしたいと思います。

児童福祉費のところ、新十津川保育園の管理運営費、10名増で807万増額されていますけれども、当初75人分で計上されていると聞いております。その分の保育園の保育士さん、職員の数は、これで足りているのかどうか、ちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（野崎勇治君） それでは、お答えを申し上げます。

保育士の数については、今、国の基準でいきますと、それぞれ年齢によって基準の人数が決まっております。まずそれを申し上げますと、0歳児の対応については3人に1人というような、そういった年齢別に決まっております。基準から申し上げますと、合計で10名の保育士が必要な状況になってございます。

それで、今、新十津川保育園での保育士の数をそれぞれ申し上げますと、0歳児の対応については、3人に1人ということで1人、そして、1歳児の対応については、6人に1人ということで、それぞれ対応をすることで基準は10人でありまして、現保育士の数も、まずは10人確保されておりますし、そのほかにですね、0歳から2歳児に主任が1人、3歳から5歳に主任が1人ということで、10人に2人プラス、12名の保育士さんで対応しておりますので、基準に合致しておりますし、特に問題はございません。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

4番、小玉博隆君。

○4番（小玉博隆君） はい、51ページの教職員健康管理事業の部分ですが、説明でストレスチェックに要する経費ということがありました。

このストレスチェックですが、今回対象となる職員は、非常勤職員も含む全職員なのか、それとも、常勤職員のみなのか、その対象の範囲を教えてくださいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（遠藤久美子君） ただ今の4番議員さんのご質問にお答えいたします。

今回、補正で計上いたしました小学校と中学校の教職員に係るストレスチェックですけれども、教職員と臨時職員、あと、英語指導主事など町が雇用している方、支援員なども含め、勤務している方全員というふうに計上しております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、平成28年度新十津川町一般会計補正予算第5号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第60の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第60号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはようございます。ただ今上程をいただきました議案第60号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるといたしまして、裏面をご覧くださいと思います。

提案理由でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児休業等に関する条例について、所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては、総務課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） ただ今上程いただきました議案第60号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正の内容について、ご説明申し上げます。

今回の条例改正は、地方公務員の育児支援に係る規定であります地方公務員の育児休業等に関する法律が、平成28年12月2日に改正され、平成29年1月1日から施行されることとなりましたので、本条例について、所要の改正をいたしたく追加付議させていただいたものでございます。

内容につきましては、育児休業等の承認を受ける子の範囲が拡大されたことに伴っての条文整理が主な改正となっております。

では、内容の説明を申し上げます。お手元に配布しております新旧対照表も合わせてご参照いただきますようお願いいたします。

新旧対照表1ページをご覧ください。

第2条の2、育児休業法第2条第1項の条例で定める者。育児休業法において、育児休業等の承認を受ける子の範囲の拡大が行われ、特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子などが対象となりましたが、これらに準ずる者についてもその対象として、条例におい

て規定することとなったことから、養育里親である職員に委託される児童について、新たに追加規定するものでございます。

次に、第3条、育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情でございますが、既に育児休業を取得したことがある場合の、再度の取得について要件を規定するもので、現行の第1号を2つに分けて条文の整理を行うとともに、特別養子縁組が成立しなかった場合等について追加規定するものでございます。

次に2ページの中央部分、第10条でございますが、育児短時間勤務取得後1年以内における再度の取得要件について規定するもので、第3条と同様、現行の第1号を2つに分けて条文の整理をするものでございます。

次に、3ページ、第19条、部分休業の承認についてでございますが、先の第4回町議会臨時会において議決いただきました、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正におきまして、介護時間が新たに設けられたことから、部分休業の承認時間については、現行の育児時間のほか、介護時間についても減ずるべき対象とするものでございます。

議案にお戻りいただいて2ページ、附則でございますが、この条例は、平成29年1月1日から施行したいとするものでございます。

以上、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第60号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎意見書案第4号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、意見書案第4号、大雨災害に関する意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

8番、青田良一君。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） それでは、ただ今上程いただきました意見書案第4号について、内容の説明を申し上げたいと思います。

提出者、賛成者については、記載のとおりでございます。

大雨災害に関する意見書。

このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、裏面のとおり提出するとなっております。

朗読をもって説明に代えたいと思います。

大雨災害に関する意見書。

北海道では本年8月、台風7号、11号、9号が相次いで上陸し、さらに、台風10号の影響によって集中豪雨に伴う河川の氾濫などにより、住宅や農地への浸水被害及び道路、鉄道の決壊や土砂災害が発生したところである。また、定置網、養殖施設被害など水産被害も大きなものがある。

このように全道各地で甚大な被害が発生し、住民の暮らしや経済活動に多大な影響が生じている。

こうしたことから、住民が一日も早く、安心して元の生活を取り戻すことができるよう早急な災害対策と今後の防災対策が必要とされている。

ついては、この度の災害からの迅速な復旧と今後の防災対策に向け、次の事項について特段の配慮を強く要望する。

1、自治体の応急対応や復旧復興に要する経費について、特別交付税による財政支援や災害復旧事業債の資金確保など十分な地方財政措置を講じること。

2、被災した道路、河川、鉄道等の公共土木施設、水道施設、農地、治山、林道、漁港等の農林水産業施設、社会福祉施設、医療機関、学校等文教施設及び文化財等の災害復旧に対して支援を行うこと。

3、復旧だけではない水害に強い河川の改修への財政措置を講じること。

一級河川のみならず、北海道管理河川においても浸水被害解消のため、抜本的な河川改修が可能となるよう特段の財政措置を講じること。

4、住宅被害を受けた被災者が、元の生活を取り戻すための必要な各種支援制度について、十分な財政措置を講じるとともに、迅速かつ柔軟な運用を行うこと。

5、農林水産業への被害について、農林漁家の経営意欲を後退させないよう災害に強い農山漁村づくりへの措置を講じること。

6、大量の流木等が農地の復旧や漁業の操業等の支障とならないよう流木等の災害廃棄物の迅速な回収や処理に必要な経費に対し、特段の財政措置を講じること。

7、被災中小企業に対し資金繰り支援を行うこと。

8、異常気象等を起因とする災害発生状況を踏まえ、より強靱な道路、河川を初めとする公共施設の整備を推進するため、老朽化施設の補修、更新や施設の日ごろの維持管理に対して特段の財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

議長名でありまして、提出先については、衆議院議長、参議院議長並びに記載の関係大



臣へ提出することといたしたいと思います。

委員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより意見書案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号、大雨災害に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣といたします。

---

◎意見書案第5号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、意見書案第5号、J R北海道への経営支援を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

8番、青田良一君。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） それでは、意見書案第5号について、内容の説明を申し上げたいと思います。

提出者は、記載のとおりでございます。

表題といたしまして、J R北海道への経営支援を求める意見書。

このことについて、新十津川町町議会会議規則第14条の規定により、裏面のとおり提出するということでございます。

裏面をお開きいただきたいと思います。朗読をもちまして、内容の説明とさせていただきます。

J R北海道への経営支援を求める意見書。

11月18日、J R北海道は、現在の営業路線のおよそ半分となる10路線13線区を、単独では維持が困難であると発表いたしました。

この路線のいずれかが廃止となれば、その地域の過疎化が促進され、地域の経済や住民のくらしを破壊することになります。公共交通機関としての役割を放棄するものであるといわざるをえない。

J R北海道は発足当初から、国の経営安定化基金により経営を維持しており、積雪寒冷地という気象条件もかさなり、設備の維持管理には多額の費用が必要となります。

よって国においては、地域住民の日常生活に重要な移動手段である鉄道を、北海道において公共交通機関としての役割を発揮できるように、J R北海道の経営が自立できるよう財政支援等を図るよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するとなっております。

議長名で、衆参両院の議長、ほか関係大臣に提出するものでございます。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより意見書案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号、J R北海道への経営支援を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣といたします。

---

◎意見書案第6号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、意見書案第6号、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

6番、西内陽美君。

〔総務民生常任委員長 西内陽美君登壇〕

○総務民生常任委員長（西内陽美君） ただ今上程いただきました意見書案第6号について、内容の説明をいたします。

提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書。

このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、裏面のとおり提出する。

裏面をお開きください。朗読をもって説明とさせていただきます。

国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書。

わが国の合計特殊出生率は1.46で、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率2.08への回復は、依然として困難である。

また、2015年4月1日現在の子ども数は35年連続の減少で、総人口に占める子どもの割合は42年連続の低下となる12.6パーセントで世界最低水準値である。

少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。

こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっており、本道をはじめとするすべての都道府県及び市区町村において、乳幼児、児童医療費助成制度が実施されている。

しかしながら、市町村の制度内容の格差が年々拡大している状況である。

児童期までの年代は、病気にかかりやすく、また、アトピー性皮膚炎、小児喘息など長期の療養を要する病気も増加しており、病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保する上で、医療費助成制度は極めて重要な役割を担っている。さらに、厚生労働省が推進する8020運動の達成のためには、永久歯が完成する中学校時期までの口腔管理の充実を図るためにも同制度の果たす役割は大きくなっている。

このような地方公共団体の施策を一層充実させ、子どもを安心して産み、育てることのできる社会の実現を目指すには、地方制度の安定化が必要であり、そのためには国による支援が不可欠である。

よって、政府は、中学卒業までを目指し、当面、就学前まで国による子ども医療費無料制度を、早期に創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出日は、平成28年12月9日。

議長名をもちまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣に提出するものでございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより意見書案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣といたします。

---

◎意見書案第7号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、意見書案第7号、国民健康保険療養費国庫負担金の調整廃止を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

6番、西内陽美君。

〔総務民生常任委員長 西内陽美君登壇〕

○総務民生常任委員長（西内陽美君） ただ今上程いただきました意見書案第7号について、内容説明をいたします。

提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

国民健康保険療養費国庫負担金の調整廃止を求める意見書。

このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、裏面のとおり提出する。

裏面をお開きください。朗読をもって説明といたします。

国民健康保険療養費国庫負担金の調整廃止を求める意見書。

今日の少子化の深刻な進行と不況下において、子育て中の若年世帯への直接的な経済援助、育児への心理的支援として、子ども医療費助成制度がすべての都道府県、すべての市区町村において実施されている。しかし、今、子ども医療費助成制度を現物給付方式とすることが求められている。

医療費助成の償還払い方式においては、患者は窓口でいったん一部負担金を支払い、償還されるのは2か月後であり、受診抑制を招いている。一方、現物給付方式においては、窓口での支払が不要であり、受診抑制を来すことなく助成を受けることができる。よって、受診抑制を来さない現物給付方式への変更が求められる。

ところが、償還払い方式から現物給付方式への変更を妨げている要因に、国民健康保険に対する国庫負担金の調整の規定がある。この規定により、乳幼児医療費助成制度等の各種の医療費助成制度に現物給付方式を採用する地方公共団体は、国民健康保険療養費国庫負担金の減額を余儀なくされ、財政運営上、支障を来しているばかりか、政府が推進する少子化対策に矛盾している。

よって、政府は、子ども医療費助成制度に係る国民健康保険療養費国庫負担金の調整を廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出日は、平成28年12月9日。

議長名をもって、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣に提出したいとするものでございます。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより意見書案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号、国民健康保険療養費国庫負担金の調整廃止を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣といたします。

---

◎意見書案第8号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、意見書案第8号、高額療養費、後期高齢者の窓口負担の見直しに当たり、現行制度の継続を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

6番、西内陽美君。

〔総務民生常任委員長 西内陽美君登壇〕

○総務民生常任委員長（西内陽美君） ただ今上程いただきました意見書案第8号について、内容説明をいたします。

提出者、賛成者は、記載のとおりでございます。

高額療養費、後期高齢者の窓口負担の見直しに当たり、現行制度の継続を求める意見書。

このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、裏面のとおり提出する。

裏面をお開きください。朗読をもって説明させていただきます。

高額療養費、後期高齢者の窓口負担の見直しに当たり、現行制度の継続を求める意見書。

全国保険医団体連合会が全国の保険医会、協会を通じて会員医療機関を対象に行った調

査では、41パーセントの会員医療機関が、経済的な理由による患者の治療中断を経験している。さらに、43パーセントが医療費負担を理由に治療や検査を断られたことがあると答えている。

現在、厚生労働省の社会保障制度審議会医療保険部会では、高額療養費、後期高齢者の窓口負担の見直しについて、検討を行っている。

審議では、高額療養費について、70歳以上の自己負担の月額上限の引上げ、後期高齢者の医療費窓口負担を原則1割から2割に引上げるなど、さらなる患者負担増が提案されている。

高額療養費の外来特例によって、複数の慢性疾患を抱えながらも、何とか通院しながら生活が続いている患者がいる。また、先の2015年受診実態調査の全国集計では、回答した医療機関の73パーセントが、後期高齢者の患者窓口負担の原則2割引上げは、受診抑制につながると回答している。

さらなる負担増は、年金収入も減っている中で、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な医療が受けられない事態が深刻化する。

上記のような高齢者の実情に配慮し、さらなる患者負担増で受診抑制が起きないように、現行の高額療養費制度、後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出日は、平成28年12月9日。

議長名でもって、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣に提出したいとするものでございます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより意見書案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号、高額療養費、後期高齢者の窓口負担の見直しに当たり、現行制度の継続を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣といたします。

◎意見書案第9号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、意見書案第9号、全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

6番、西内陽美君。

〔総務民生常任委員長 西内陽美君登壇〕

○総務民生常任委員長（西内陽美君） ただ今上程いただきました意見書案第9号について、内容説明をいたします。

提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書。

このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、裏面のとおり提出する。

裏面をお開きください。朗読をもって説明とさせていただきます。

全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書。

アイヌの人たちは、特に明治以降、政府が進めてきた政策によって、アイヌ語や生活習慣を事実上禁止され、伝統的生活を支えてきた生産手段も失うなど、アイヌの社会や文化が大きな打撃を受け、差別と困窮を余儀なくされてきたという歴史がある。

平成20年の衆参両院におけるアイヌ民族を先住民族とすることを求める決議の全会一致での可決を受け、政府は、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会を設置し、有識者の意見を踏まえ、それまでのアイヌ政策を更に推進し、様々な施策に取り組んできたところである。

アイヌの人たちが民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、活力ある社会を形成する共生社会の実現に資するものであり、この観点からも更に施策を具体化する必要がある。

こうしたことから、これまでの歴史的経緯や、今後、アイヌ政策を確実に推進していく上においても、国が主体となった総合的なアイヌ政策を、本道のほか、全国を対象に推進していく根拠となる法律の検討を進め、早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出日は、平成28年12月9日。

議長名でもって、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣並びに各関係大臣に提出したいとするものでございます。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより意見書案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号、全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣といたします。

---

#### ◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さんのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございますので、これを許可することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、今定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成28年第4回新十津川町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前11時19分）



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員